

平成20年度 厚生労働省老人保健事業推進費等補助金 報告書

認知症高齢者の徘徊行方不明ゼロに向けた  
ハイリスク者登録制度に関する調査研究  
事業報告書

平成 21 年 3 月

NPOシルバー総合研究所



はじめに

近年、全国では認知症についての理解を深めるための啓発活動が進んでおり、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの一つの取り組みとして、認知症高齢者徘徊SOSネットワークの構築が推奨されております。現在、多くの地域でネットワーク構築に向けた取り組みを進めていますが、認知症高齢者の行方不明は後を絶たず続いており、十分に機能している地域はごく一部にすぎません。

全国にある徘徊SOSネットワークの多くは、ネットワークの運営主体および主たる関係機関を行政や警察署が担っており、ネットワークの機能が継続していかない要因として、行政や警察署の担当者の所属部署の移動が考えられます。また、地方自治体では市町村合併が進んでおり、管轄変更や管轄の広域化等により活動が一時的に休止するという状態が生じています。

NPOシルバー総合研究所は、これまでに『徘徊SOSネットワークに関する研究事業』として、認知症高齢者の徘徊行方不明の問題に対処するネットワークの構築推進および認知症の地域啓発と地域連携実現のために自治体におけるSOSネットワークのモデル構築に取り組んでまいりました。

徘徊による行方不明者が1分1秒でも早く発見保護されるよう、個人情報保護法に配慮しつつ、関係機関および協力機関での情報の共有方法や情報管理システムの構築等の整備を早急にすすめることが求められています。さらには、徘徊SOSネットワークを運営する組織の役割を明確にし、関係機関および協力機関の体制を整備して、地域住民にネットワーク活動の周知徹底を図る必要があります。

徘徊SOSネットワークを構築することが最終目的ではありません。地域住民への啓発活動として、地域ぐるみで認知症について考える機会が多く持たれ、子どもから高齢者まで幅広く認知症に対する理解が促進され、共通の認識が深まることを強く願っております。だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていける住民参加によるSOSネットワークづくりが全国に展開されていくことを期待いたします。

最後になりますが、本事業に業務ご多忙の中ご尽力賜りました皆様に、衷心より御礼申し上げます。

平成21年3月

NPOシルバー総合研究所

【検討委員会体制】

	氏 名	所 属
委員長	永田久美子	認知症介護研究・研修東京センター 主任研究主幹
委員	岩渕雅子	北海道 釧路地区障害老人を支える会 たんぽぽの会 代表
委員	福島廣子	社会福祉法人 麗寿会 総合施設長
委員	木村敬史	沼田市社会福祉協議会 事務局長
委員	大谷るみ子	グループホームふぁみりえ 施設長
事務局	桑野康一	NPOシルバー総合研究所
事務局	諏訪免典子	NPOシルバー総合研究所

# 目 次

要 旨	5
I 事業概要	11
I-1) 背景と目的	12
I-2) 事業のプロセス	12
II 結果	15
II-1) ハイリスク者登録制度の先進事例	16
事例1	19
事例2	29
事例3	47
事例4	57
事例5	65
事例6 (参考：ハイリスク者登録制度未実施地域)	83
II-2) ハイリスク者登録制度のモデル検証	95
III 考察	99
参考資料	103



## 【要 旨】

## 1. はじめに

認知症高齢者の行方不明が後を絶たず、平成7年度より厚労省、警察庁の推進により、全国自治体では警察やタクシー会社、FM局等を活用した「はいかい高齢者SOSネットワーク」を立ち上げている地域もみられるが、市町村合併等の要因により実質的には形骸化している例も多い。

しかし、平成19年度から開始された「認知症地域支援体制構築等推進事業」では、徘徊SOSネットワークの構築が組み込まれたことから、今後モデル地域が中心となってネットワークの再整備が進むと予想される。

本事業では、既にSOSネットワークを立ち上げた地域でのハイリスク者の事前登録制度の普及推進を目的として、先進事例の収集とモデル地域でのハイリスク者登録制度の立ち上げ支援等を行った。

## 2. 実施内容

### (1) ハイリスク者登録制度の先進事例調査

ハイリスク者登録制度の実施に必要な仕組みや項目等についての洗い出しを行うことを目的として、先進事例のヒアリング調査を実施した。

ヒアリング調査の対象地域は、既にSOSネットワークを立ち上げ、事前登録制度を実施している地域で、本委員会の委員による推薦およびインターネット情報をもとに全国5地域を抽出した(表1)。

表1 ヒアリング調査対象地域

1	近畿地区 A市
2	九州地区 B市
3	九州地区 C市
4	関東地区 D市
5	中国地区 E市

具体的な調査項目は、1. 徘徊SOSネットワーク事業の概要、2. 協力機関との連携について、3. 事前登録の方法、4. 登録者の情報の取り扱い、5. 事前登録制のメリット等とし、事前にヒアリング調査内容を連絡し、本委員会委員等による現地での聞き取りを行った。

全国の5つの地域から先進的な回答を得ることができ、本報告書に事例集としてまとめた。

### (2) ハイリスク者登録制度のモデル検証

これからハイリスク者登録制度を立ち上げる予定の地域で、認知症の人の家族を対象として、登録制度についての意識調査を行った。

具体的な調査内容は、1. 認知症徘徊ハイリスク(行方不明になりやすい)の方の個人名の公開について、2. 認知症徘徊ハイリスクの方の写真を含む事前登録制度による予防策について、とした。方法は、対象者数が限られていることから、調査者によるヒアリング調査とした。

### (3) 「徘徊行方不明ゼロ作戦」情報提供ホームページの開設

徘徊SOSネットワークの周知と普及を目的として、「徘徊行方不明ゼロ作戦」情報提供ホームページを開設した。

内容は「見守り・SOSネットワークとは」「全国の見守り・SOSネットワーク一覧」「模擬徘徊訓練について」等からなる。視聴対象は、自治体職員や介護福祉関係者、一般とした。

## 3. 結果

### 1) ハイリスク者登録制度の先進事例調査

#### (1) 事前登録制度の方法

事前登録の方法としては、ネットワークの中心機関(主に自治体)が窓口として機能している地域が多かった。いずれの地域でも登録のため、顔写真を含めた所定の書式が使用されていた。

登録の方法は家族からの自主的な申し出によるものがほとんどだったが、市町村が行う年に1度の高齢者実態調査の際に民生委員を通して、ハイリスク者に登録を勧めている例もあった。

また、発見したときに家族が引き取りに行けることを登録の条件としている事例もみられた。

捜査協力者の登録制度を設けている例も多くみられた。そのほとんどが、携帯メールを使った捜索協力依頼の方法を取り入れていた。

#### (2) 登録情報の取り扱い

登録情報の取り扱いでは、中心機関で登録の申請書類を保管している地域が多く、中心機関と関係機関で情報を共有する場合は、データ管理に細心の注意を払っているようだった。

#### (3) 事前登録制度のメリット

事前登録制度のメリットは、ネットワーク始動(捜索開始)までの時間短縮と、写真等による身体的特徴の詳細な情報により捜索しやすく発見が早い、保護後の身元確認が早いということであった。また、行政にとっては、事前登録は個別援助の呼び水となる、との考え方もあった。

#### (4) 特徴的な取り組みについて

調査対象地域において、SOSネットワークおよび事前登録制度についての様々な工夫が見られた。特徴的な取り組みは以下のとおりである。

A市の場合、行方不明者の情報発信の手段は、以前から地域で安全安心メールとして取り組んでいる携帯電話の情報メールの中に一つのカテゴリーとして徘徊SOSを立ち上げ、そのカテゴリーへ登録した人に情報提供している。

B市の場合は、事前登録時の写真はなるべく最近のものとし、撮影年月日を入れている。手がかりとなる登録情報は詳細に記入するよう依頼して、女性の場合は、旧姓や実家の住所等、性別を問わずに本人がよく出かける場所や農地がある場所を記している例が多い。また、事前登録の呼称を、「あんしん登録」として、親近感が持てるようにしている。今後の取り組み予定は、布地ベースで名札を作成し、家族の判断において、アイロンプリントで衣服の裏側などに貼付することにより、徘徊高齢者の早期身元判明に利用したり、仕事をしていた方を意識して、名刺型のカードを配布し本人に携帯してもらう予定である。

D市では、事務局を特別養護老人ホームが担っている。特別養護老人ホームが空きベッドを提供していることで、保護後に家族の迎えまで時間がかかる場合や、身元が判明しない場合は、施設への一時入所が可能である。

家族からの要請があった場合は、警察署を通じて防災無線を使った捜索も並行して行われる。

#### 2) ハイリスク者登録制度のモデル検証

家族の意見は、「探しやすい」「早く探すことを優先したい」等、2つの質問項目に対して全員の回答が賛成であった。

### 4. 考察

#### (1) 事前登録制度の現状

徘徊SOSネットワークで、ハイリスク者登録制度を既に行っている自治体等に対して実施したヒアリング調査より、事前登録制度の現状が明らかとなった。

事前登録の方法として、ネットワークの中心機関が窓口として機能することにより、登録制度の周知と活用の促進につながる。また、関係機関間で確実な情報共有をしていくためには、情報管理を徹底することにより、安心して活用できる登録制度へと展開していくと考える。

#### (2) 事前登録制度の効果

事前登録制度の効果としては、「行方不明者の写真と最新の情報が提供できる」「早急に捜

索が開始される」「保護された時の身元確認が早い」「家族の安心」であり、事前登録していることで、行方不明者が早期に発見され、早期の身元判明につながり、実施している地域では一定の成果をあげている。

本委員会において、さらに多くの地域で事前登録制度を広めていくために、ケアマネジャーとの連携も必要になる等の討議がなされた。例えば、事前登録していることをケアプランに組み込むことで、ケアマネジャーが状況を把握することができ、行方不明になった人が、行方不明を繰り返さないための担当者会議が開催される等、ケアマネジャーの支援や事前登録制度をいかしたフォローができるのではないかと。また、事前登録して完了ではなく、事前登録後のサポート体制を整備し、利用した家族へ、「家族の抱える不安は何か」「実際にどのようなにいかせたか」等、家族への支援のあり方や登録情報の更新についても明示することが望まれる。

全国的に、ハイリスク者登録制度の取り組みを普及推進していくためには、事前登録制度の効果を公表し、事前準備から運営していく上での対応策等をサポートしていく中心機関が必要と考える。地域の人々の認知症に対する意識が変化してきて、隠さなくてもいいということで、登録制度の普及が広がるのではないかと。

### (3) 個人情報の管理

徘徊SOSネットワークは、認知症のある高齢者が行方不明になったとき、関係機関および協力機関等へ個人情報を公表して、捜索の協力依頼を行い、行方不明者を早期発見していくという体制である。多くの地域では、SOSネットワークの必要性を強く感じながら、効果的なネットワークの活用や運営が継続していかない要因の一つとして、「個人情報保護」の問題があると思われる。しかしながら、個人情報保護については、生命に関わる緊急性の場合には除外事項として扱われており、個人情報保護の法律および行政の条例には抵触しない。

先進的にSOSネットワークに取り組んでいる地域では、生命優先として行方不明の高齢者を探ることが目的であることから、個人情報に関して基本的な考え方が統一されており、個人情報の共有の仕方および個人データの管理方法を徹底していた。

情報発信の方法を検討し、個人情報となる事前登録者の情報共有システムおよび効率的な情報発信のシステムの早急な開発が求められる。

### (4) 協力機関の拡大化・広域化

高齢者の活動範囲が市町村レベルでは対応できない状況にあり、隣接する市町村へ協力機関の拡大化と広域的なネットワークによる支援、24時間での対応、ネットワーク事業を継続性させるための啓発活動および事前登録制度の地域への広報活動のあり方等が明らかとなった。

#### (5) 関係機関・協力機関の連携と役割の明確化

関係機関や協力機関との連携は、中心となる機関をどこにおくかということも一つの鍵となり、効果的な実践を展開していくために、地域の特性をいかした連携のあり方も求められる。

関係機関および協力機関は、多種多様であり、それぞれの立場の役割の明確化が必要と考える。例えば、警察ができること、行政がやること、地域の人たちが実践していくこと等に分類されるのではないかと考える。考え方として、役割を「行方不明者を探す」「SOSネットワークの普及」「見守り」の3つに分けて、地域全体で取り組む体制の整備が必要と考える。

#### (6) 『徘徊SOSネットワーク』という表現の検討

徘徊SOSネットワークという表現については、議論される場所である。徘徊という言葉の意味は、「あてもなくうろうろと歩き回ること」(大辞泉)である。認知症の人の行動には意味があるということから考えると、徘徊という言葉は、認知症高齢者の行動の実態にそぐわない言葉であるといえる。

本委員会においても、「徘徊=SOSなのかということであらためて考えていかなければならないだろう」「徘徊したらすぐにSOS(救助を求める声、危険信号)なのか?徘徊SOSネットワークという言葉には、外に出たら危ない人というマイナスイメージがある」等の議論がなされた。

高齢者は目的をもって出かけているのだから、徘徊という言葉ではなく、「SOSネットワーク」「見守りネットワーク」「あんしん登録」等の表現が適切なのではないか。

今後、地域全体で認知症の理解を深め、だれもが安心して暮らせるネットワークを推奨し、構築していくためには、ネットワークの呼称の検討も必要と考える。

# I 事業概要

## I 事業概要

### I-1) 背景と目的

認知症高齢者の行方不明が後を絶たず、平成7年度より厚生労働省、警察庁の推進により、全国自治体では警察やタクシー会社、FM局等を活用した「徘徊高齢者SOSネットワーク」を立ち上げている地域もみられるが、市町村合併等の要因により実質的には形骸化している例も多い。

平成19年度から開始された「認知症地域支援体制構築等推進事業」では、徘徊SOSネットワークの構築が組み込まれたことから、今後モデル地域が中心となってネットワークの再整備が進むと予想される。

さらに進んだSOSネットワークの効果的な活用法としては、ハイリスク者登録制度が有効であると考えられる。本事業では、既にSOSネットワークを立ち上げた地域でのハイリスク者登録制度の普及推進を目的として、先進事例の収集とモデル地域でのハイリスク者登録制度の立ち上げ支援を行うこととする。

### I-2) 事業のプロセス

本事業では、検討委員会を設置し、委員会を2回（表1）、ワーキング委員会を2回開催した（表2）。

#### (1) ハイリスク者登録制度の先進事例調査

徘徊SOSネットワークでハイリスク者登録制度を既に行っている自治体等を抽出し、徘徊SOSネットワークの稼働状況やハイリスク者登録制度の運用状況についてヒアリング調査を実施した。具体的な内容は、徘徊SOSネットワーク事業の概要、協力機関との連携について、事前登録の方法、登録者の情報の取り扱い、事前登録制のメリット等とし、事例集として本報告書にまとめた。

#### (2) ハイリスク者登録制度のモデル検証

これからハイリスク者登録制度を立ち上げる予定の地域で、認知症の人の家族を対象として、登録制度についての意識調査を行った。内容は、個人名の公開についておよび写真を含む事前登録制度による予防策に対して等で、聞き取り調査を行った。

#### (3) 「徘徊行方不明ゼロ作戦」情報提供ホームページの開設

徘徊SOSネットワークの周知と普及を目的として、「徘徊行方不明ゼロ作戦」情報

提供ホームページを開設した。内容は「見守り・SOSネットワークとは」「全国の見守り・SOSネットワーク一覧」「模擬徘徊訓練について」等からなる（表3）。

表1 委員会の開催

	日程	議事内容
第一回	平成20年12月3日	1. 研究趣旨および事業概要説明 2. 事業内容の検討 ・ハイリスク者登録制度の先進事例調査について ・ハイリスク者登録制度のモデル検証について
第二回	平成21年3月9日	1. 事業の進捗状況報告 ・ハイリスク者登録制度の先進事例調査報告 ・ハイリスク者登録制度のモデル検証報告 2. 取りまとめについて

表2 ワーキング委員会の開催

	日程	議事内容
第一回	平成21年1月30日	1. ハイリスク者登録制度の先進事例調査の検討
第二回	平成21年3月6日	1. ハイリスク者登録制度の先進事例調査の概要

表3 「徘徊行方不明ゼロ作戦」情報提供ホームページの概要

高齢者の見守り・SOS ネットワーク～徘徊行方不明者ゼロを目指して～  
コンテンツ

1) ページの構成

1. トップページ

- 1. 1 見守り・SOS ネットワークとは（解説）
  - 1. 1. 1 事例1（北海道釧路市）
  - 1. 1. 2 事例2（神奈川県茅ヶ崎市）
- 1. 2 全国の見守り・SOS ネットワーク一覧
  - 1. 2. 1 概要と連絡先（30カ所程度）
- 1. 3 模擬徘徊訓練について（解説）
  - 1. 3. 1 事例1（福岡県大牟田市）
  - 1. 3. 2 事例2（群馬県沼田市）
- 1. 4 ハイリスク者登録制度について（解説）
  - 1. 4. 1 事例1
  - 1. 4. 2 事例2
- 1. 5 参考文献、ビデオの紹介

2) コンテンツの概要

- ・ 1. 2 全国の見守り・SOS ネットワーク一覧（全国地図）には検索機能を付加

3) その他

- ・ サイトはシルバー総研サイト上に構築。
- ・ 1. 2. 1 概要と連絡先のデータ  
（都道府県、市区町村、ネットワーク概要、お問い合わせ先名、電話番号、リンク）

## II 結果

## Ⅱ 結果

### Ⅱ－１） ハイリスク者登録制度の先進事例

#### （１）目的

ハイリスク者登録制度の先進事例調査により、制度の実施に必要な仕組みや項目等についての洗い出しを行うことを目的として、ハイリスク者登録制度を既に行っている自治体等を抽出し、徘徊SOSネットワークの稼働状況やハイリスク者登録制度の運用状況についてヒアリング調査を実施した。全国の6つの地域から先進的な回答を得ることができた。（事例6は、ハイリスク者登録制度未実施のため参考）

#### （２）概要

##### ①ヒアリング先の抽出方法

登録制度を実施している地域について、本委員会の委員による推薦およびインターネットの情報をもとに抽出した。

##### ②方法

事前にヒアリング内容を連絡し、本委員会委員等による現地での聞き取りを行った。

##### ③ヒアリング先の情報

	地域	対象者
1	近畿地区A市	A市役所保健福祉部保健政策室介護高齢課主幹、保健師
2	九州地区B市	B市役所健康課高齢者支援係係長、職員 地域包括支援センター職員
3	九州地区C市	C市役所保健福祉局高齢者支援課 職員
4	関東地区D市	特別養護老人ホームM 施設長
5	中国地区E市	E市社会福祉協議会地域福祉課主任、職員 E高齢者ケアセンター 職員 認知症の人と家族の会 E市役所健康推進課 保健センター 広報担当 職員 E市地域包括支援センター 職員
6	関東地区F市	F市いきいき健康部高齢者福祉課 高齢者支援係長、職員

#### ④ヒアリング調査項目

1. 徘徊ネットワーク事業の概要
  - ①関係機関、協力機関の構成について
  - ②ネットワーク連絡方法について
  - ③ネットワーク図
  - ④地域への広報について 等
2. 徘徊ネットワークの連携
  - ①ネットワークの中心機関と関係機関、協力機関との連携について
3. 事前登録の方法
4. 登録者の情報の取り扱い
5. 事前登録制のメリット
6. 関係機関、協力機関等との連絡調整で苦労している点
7. 捜索協力者の登録
  - ①行方不明者を探す側の人はどうのように登録していますか
8. 徘徊ネットワークに関するデータ
  - ①どこに保存（管理）し、どこに共有していますか
  - ②その情報はどのように活かされていますか
9. 今後の課題
10. その他（特徴的な取り組み等）

#### （3）まとめ

ヒアリング調査では、地域の特性を活かした徘徊SOSネットワーク構築の状況および事前登録制度の現状と課題が確認できた。ネットワークの中心機関は、行政や社会福祉協議会、高齢者福祉施設と多様であり、ネットワークの継続した運営や関係機関および協力機関との連携には独自の工夫が施されていた。事前登録の方法や、行方不明者の通報から捜索を開始し、発見保護するまでの連絡方法等は体系化できているが、警察との関係性では、警察が主体的に関与している地域と警察との連携に課題を抱えている地域で格差がみられた。

6つの地域の徘徊SOSネットワークへの取り組みの概要および登録制度等については、次頁より事例として掲載する。



# 事例 1

## 事例 1 近畿地区 A 市

### 1. 事業の概要

「認知症地域支援体制構築等推進事業」のモデル地区として平成 19～20 年度の 2 カ年事業として取り組む。

平成 19 年 11 月に認知症地域資源ネットワーク研究会発足。3 つのワーキングチームを立ち上げた。

- (1) 医療連携（診察連携・病診連携）
- (2) 医療介護連携
- (3) 徘徊 SOS ネットワーク

#### 1) 事業を行うきっかけ～ システム稼働前 ～

##### ①他市からの徘徊行方不明者

平成 19 年、他市の方が A 市にいたのを最後に行方不明となり、数ヵ月後（平成 19 年末）遺体で発見された。

A 市から失踪する直前に家族に連絡をしたが発見できなかった。

##### ②A 市在住の徘徊者

平成 20 年春、A 市在住の方が行方不明になり大規模な捜索を行ったが、未だ発見されていない。

##### ③徘徊者の事故

徘徊行方不明者が車にはねられる事故等が相次いだ。

#### 【事業モデル】

○先進的活動を行っている福岡県大牟田市、群馬県沼田市の情報収集

○認知症介護研究・研修東京センター開催の合同セミナーに参加、実際に大牟田市、沼田市の担当者から話を聞きシステムを構築した。

#### 2) 関係機関、協力機関の構成

現在、202 カ所が協力団体として登録している（介護保険事業所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、小売業者、金融機関等）。

地元警察生活安全課長ワーキングチームもメンバーに入り、「警察としてどういう方法なら協力できるのか」「行政としてどこまでできるのか」との話し合いを行った。

##### ①ネットワーク連絡方法

ア. 現状は警察に捜索願を出していただく。

- イ. 徘徊された時に介護高齢課に届出をしてもらう。あるいは、事前に徘徊の恐れのある人には事前登録をしておいてもらう。

### 3) 地域への広報について

広報用リーフレットを平成 20 年 12 月発送（今後さらに広報活動予定）。

#### ア. 家族への広報

- ・介護保険サービス利用者→ケアマネジャー→事前登録（ケアマネジャーが代行して手続きすることもある）
- ・警察（徘徊で保護経験あり）→事前登録を勧める。  
ワーキングメンバーとして、担当課長とともに課の担当者も参加しているため、親身になって事前登録について案内している。

#### イ. 協力機関への広報

- ・介護保険事業所、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の「会」は会長や事務局あてに依頼した。小売業（スーパー、コンビニ等）・金融機関等には一軒一軒依頼文を持って回った。
- ・三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）は、ワーキングメンバーとして参加しているためスムーズに依頼が可能。

## 2. SOS ネットワークの運営

### 1) ネットワークの中心機関

- ・ネットワーク、情報発信の中心は介護高齢課。
- ・関係団体、協力団体とは FAX ないし PC メールで対応。

#### ①受付先

- ・平日：午前 9 時～午後 5 時半－介護高齢課にて対応
- ・夜間・祝土日・年末年始：在宅介護支援センターにて対応

#### 【行方不明者の情報発信】

##### ○メール

A 市で以前から安全安心メールとして取り組んでいる携帯への情報メールで、その中の一つのカテゴリとして徘徊 SOS を立ち上げた。そこに登録した人に情報提供している（ID が必要）。

##### ○庁内ネット

A 市職員向け。仕事で外出する際に「注意」してもらう目的で情報提供している。

- 公共交通機関、医療機関、小売業者  
各々の職員などに協力を依頼している。

## ②ネットワーク運営状況

- ・警察仕様を模して作成した連絡票を作成し（写真添付）情報発信する。
- ・発見された場合には、警察に連絡する形をとる。
- ・FAX・PCメールを使用して協力機関に連絡している。

### ア. PCメールの長所・短所

- 長所：写真がきれいな状態で情報提供される
- 短所：担当者がメールを開かないと情報が受信されない

### イ. FAX送信の長所・短所

- 長所：すぐ情報提供ができる（特に小売業や公共交通機関等）
  - 短所：一斉送信だと時間がかかり、タイムラグが生じる（2時間程度）
- \*写真モードでFAX送信することにより不鮮明という問題はない

## ③発見時の対応

- ・徘徊者を発見した場合には警察に連絡する。
- ・徘徊者が発見された時点で市のサーバーから情報を削除する。
- ・徘徊者発見の際には協力お礼文書を送信する。

## 2) ネットワーク利用者の反応

- ・申込時点ではいい制度だという理解があり、助かっているという声が多い。
- ・ネットワーク運用当初、協力御礼の文書を送信せず登録者情報をそのままにしていたところ、「また行方不明になったのか？」と利用者宅へ近隣者より連絡が入り苦情を受けた。

## 3. 事前登録の方法

### 1) 対象：家族の方に引き取ってもらえる方

（保護した先まで誰が迎えに行くのかが問題となるため）

### 2) 届出の受付

徘徊高齢者 SOS 受付先と同様に介護高齢課と在宅介護支援センターが対応する

- ・平日：介護高齢課
- ・夜間・祝土日：在宅介護支援センター

#### ○事前登録者の情報の取り扱い

##### 1) 情報の管理

介護高齢課と在宅介護支援センターで情報を共有。  
情報はデジタル化し、すぐに送信できるように対応している。

##### 2) 情報の取り扱い

- ・個人情報保護について、生命に関わる緊急性の場合には除外事項として扱われており、個人情報保護の法律、市の条例には抵触しない。
- ・名前を公表した時点で悪用されるというリスクは計算済みで、本来の目的は徘徊高齢者を探すことにある。
- ・事前登録時には、ご家族の同意を得ている。

#### ○事前登録制のメリット

- ・徘徊高齢者捜索の届出を電話で受けることが可能である。
- ・届出がないと、徘徊高齢者の情報を処理するだけで時間がかかる。  
特に、老老世帯などは職員が届出者の家を往復するだけロスタイムとなり、捜査開始時間が遅れてしまう。

#### 4. 捜索協力者の登録

##### 1) 行方不明者を探す側の登録方法

ワーキングチームのメンバーである団体、機関をはじめ、医療機関、公共交通機関、小売業などへ介護高齢課より協力依頼をして協力者を登録する。

##### 2) 支援要請届

家族から支援要請届を提出してもらい、徘徊高齢者 SOS ネットワークを利用して協力者に情報提供を依頼する。

#### 5. 徘徊ネットワークに関するデータ

##### 1) 管理ならびにデータの共有について

介護高齢課ならびに在宅介護支援センターにてデータを共有している。

##### 2) 情報の利用方法

徘徊高齢者 SOS ネットワークに基づき、協力機関、団体、協力員へ PC メールな

らびにFAXにて情報提供を行っている。

## 6. 活動状況（平成21年1月現在）

事前登録者数	15件
システムによって発見	1件
A市外において警察が保護	2件
以前住んでいた市外において発見	1件
A市内で、徘徊高齢者が立ち寄るお店にて発見	1件

## 7. 今後の課題

### 1) 事前登録対象者の条件緩和

事前登録者には家族の引き取りが条件となっている。理由は、近所の方からの届出、捜索願にはA市、在宅介護支援センターとも対応しきれないため。また、警察においても「ただ徘徊して行方不明である」ということは、事件・事故性が薄いと判断され動かない現状もある。

今後、独居老人が増加する中で、事前登録対象者の条件について何らかの形での委託を検討する等が、ネットワーク全体の課題となっている。

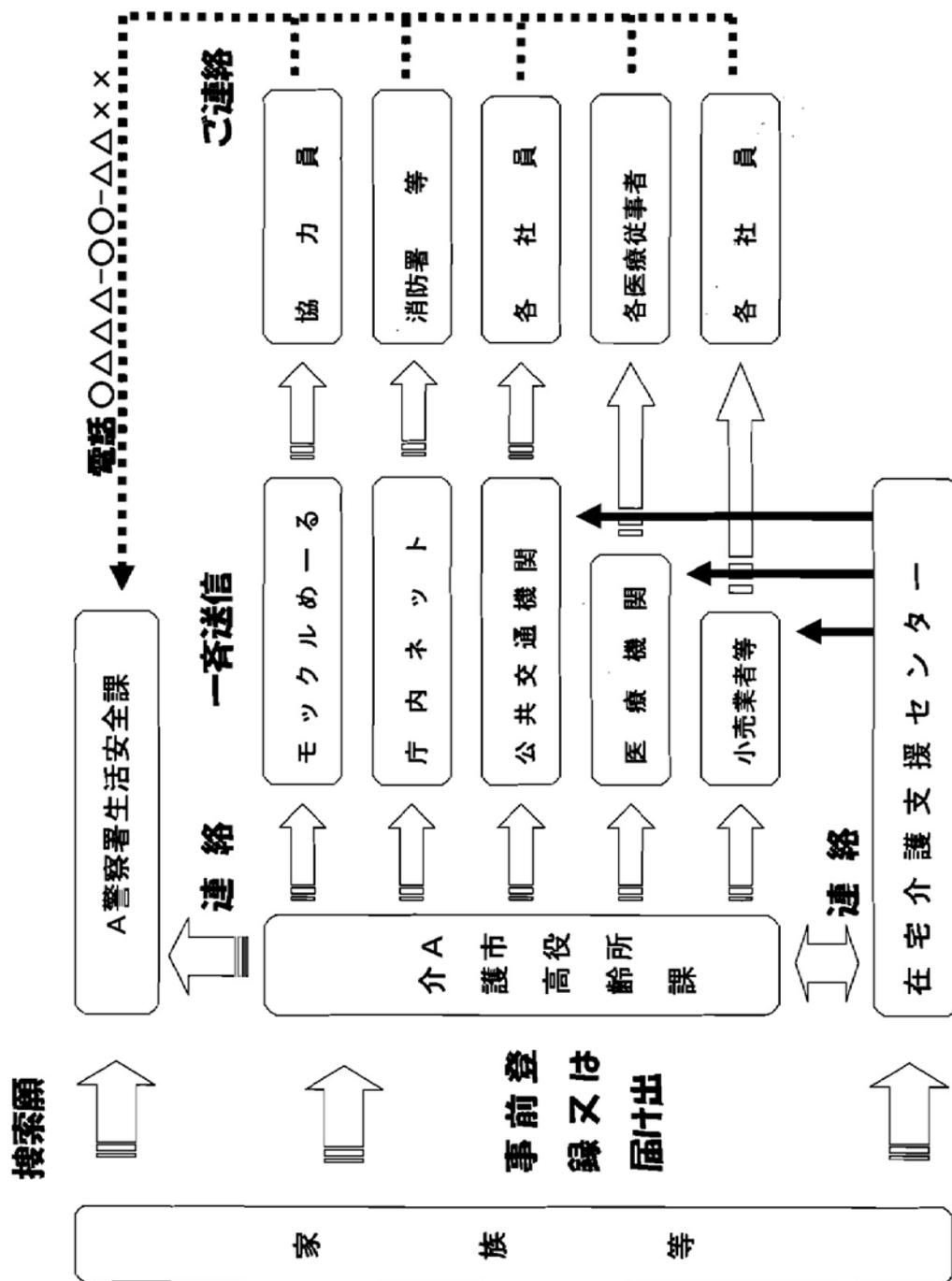
### 2) 地元警察との連携

行方不明者は必ずしも市内にいるとは限らない。A市警察はワーキングチームから参加しているため、認知症高齢者に対する理解を得ることができ、このシステムの推進に協力的である。他市の場合、協力を得られない状況であり、捜索願が提出されたからといって事件・事故性がなければ積極的には探さない。他市から徘徊してきた徘徊高齢者に対しても管轄外ということで対応できない現状がある。

### 3) 協力機関の拡大化・広域化

隣接する市町村、隣県など徘徊高齢者が市外および県外へ出てしまうことがある。一部の市とは介護保険計画等連携を図っているが、行政地域ブロックが別の地域とは、接点がなく情報交換なども全くできていない状況である。今後は、ブロックを越えて近い地域同士どのように連携するか検討したい。隣県へは列車を利用していくケースがあり、県の対応の違いはあるが、今後連携を図っていかねばならないと考えている。

# A市徘徊高齢者SOSネットワーク図



A市徘徊高齢者SOS連絡票

# 捜しています！

写真

当時の衣服

身体特徴

身長                      cm

体重                      kg

頭髪

眼鏡

その他

名前                                      (                      歳)

心当たりのある人は、

関西地区 A市警察署生活安全課 (〇×△〇-〇〇-□□〇〇)

までご連絡をお願いいたします。

※この連絡票は、A市認知症地域支援対策の一環としてA市保健福祉部保健政策室介護高齢課 (〇×△〇-〇〇-□□〇〇) が作成しています。

掲示期間                      年                      月                      日～                      年                      月                      日

A市徘徊高齢者SOSネットワーク事前登録届

年 月 日

申込者氏名			本人との続柄	
申込者住所				
連絡先	自宅			
	携帯			

本人の状況

ふりがな			
氏名			
性別	男 ・ 女		
生年月日	年 月 日 歳		
住所	A市		
写真添付	身長	cmくらい	
	体重	kgくらい	
	頭髪		
	ヒゲ	あり ・ なし	
	眼鏡	あり ・ なし	
	記憶	氏名・年齢・住所・電話番号	
	特徴		

上記の情報を、在宅介護支援センター及び緊急時に協力機関等に提供することに同意します。

年 月 日

同意者氏名

Ⓜ (本人との続柄 )

A市徘徊高齢者SOSネットワーク支援要請届

年 月 日

申込者氏名			本人との続柄	
申込者住所				
連絡先	自宅			
	携帯			

本人の状況

ふりがな				
氏名				
性別	男 ・ 女			
生年月日	年 月 日 歳			
住所	A市			
いなくなった 日時・場所	日時	年 月 日 時 分頃		
	場所			
写 真 添 付	身長	cmくらい		
	体重	kgくらい		
	頭 髪			
	ヒゲ	あり ・ なし		
	眼 鏡	あり ・ なし		
	記 憶	氏名・年齢・住所・電話番号		
	特 徴			

上記の情報を、在宅介護支援センター及び協力機関等に提供することに同意します。

年 月 日

同意者氏名

Ⓜ (本人との続柄 )

## 事例 2

## 事例2 九州地区 B市

### 1. 事業の概要

#### 1) 事業を行うきっかけ～システム稼働前～

行方不明の徘徊高齢者が亡くなった事件が2例発生し、地域包括支援センターより行政へSOSネットワーク構築を提案した。

平成18年度よりネットワーク構築のための関係者委員会を開催したが、関係者間での意見調整が難しく具体的な議論に至らなかった。平成20年度に入り、ネットワーク構築のための本格的議論が開始され、3回の委員会で、内容確認などの事務的な会議を実施した。合計5回の実関係者会議を受けて、平成20年9月よりネットワークの運用を開始した。

市町村合併により旧B市と先行合併したため、B警察署とH警察署の2警察署が協力機関となり、市の各組織、事業所へ協力依頼を行った。

#### ①徘徊搜索・保護支援ネットワーク

##### ア. 徘徊搜索ネットワーク

- ・認知症高齢者等が徘徊し、家族が搜索願を警察に提出した際の搜索支援。
- ・家族より搜索願が出された場合にネットワーク利用の希望を聴取し、希望があれば、不明当時の様子などを情報シートにして、協力団体へ情報発信する。

##### イ. 発見・保護後の支援

- ・本人が発見・保護された後、本人及び介護家族に対する在宅支援・地域支援を行う。介護保険利用による支援や高齢者支援等、その他ボランティア等の社会資源などを活用し、支援、助言を行う。

##### ウ. 安心登録制度

- ・徘徊のおそれのある方については家族等の申し出により、安心登録（事前登録）を行い、徘徊発生時の本人の情報の早期発信のための資料とする。
- ・登録者の介護家族等に対する研修や会合を行う等、介護方法や介護者間の心のケア等の普及を行う。

#### ②広報活動について

- ・市の広報誌に掲載。
- ・市役所など窓口における一般向けの説明用チラシの常設。
- ・デイサービス事業所、居宅サービス事業所の方より本人、家族へ伝達。

## 2. SOSネットワークの運営

### 1) ネットワークの中心機関

B市健康課高齢者支援係、地域包括支援センター

#### ①認知症高齢者等 SOS 受付先

警察機関：B警察署生活安全課、H警察署生活安全課

消防機関：B消防本部安全安心防災管理対策室、通信司令室

行政機関：B市総務課行政係、総務管理課、健康課高齢者支援係、地域包括支援センター

#### ②夜間・祝土日の対応について

・在宅介護支援センター

・市役所では、夜間管理人にマニュアルを配布し対応を図っている

(あんしん登録された方とされていない方とでは若干対応に違いがあるため)

#### ③認知症高齢者等 SOS ネットワーク関係機関

警察機関：警察署、地区ごとの防犯協会および交通安全協会

消防機関：消防本部および消防団

行政機関：A市、地域包括支援センター

#### ④認知症高齢者等 SOS ネットワーク協力機関

郵政局：郵便局株式会社

交通機関：タクシー会社、バス会社

企業：コンビニエンスストア

医療・介護・福祉団体：社会福祉協議会、在宅介護支援センター、社会福祉関連事業所・介護保険事業所 等

各種団体：行政区長会、民生委員・児童委員連絡協議会、老人クラブ連合会

#### ⑤協力機関との連携

・協力事業所は30カ所以上

(福祉系事業所は法人内の事業所ごとに対応のため、延べ登録数は約50カ所)

## 3. 事前登録の方法

### 1) 届出の受付

・「B市認知症高齢者等あんしん登録利用申請書」に必要事項を記載の上、警察、消防、市役所の3カ所において受けつける。

- ・本人や家族のほかに、在宅介護支援センターから、ケアマネジャーから提出されるケースもある。

## 2) 記載内容・注意点

- ・写真は、なるべく新しいものを提出していただくようお願いし、撮影年月日を入れるようにしている。
- ・情報開示に関しては、申請書を提出した方（本人もしくは家族）が責任を持つよう申請書に記載している。
- ・申請書は本人または家族の方に記入していただく。また、手がかりとなる部分はなるべく詳しく記入するようお願いしている。女性の場合には、旧姓や実家の住所、性別を問わずに本人がよく出かける場所や農地がある場所を記している例が多い。

## 3) 事前登録時に家族に渡すもの

- ・注意事項、確認事項を記載した文書を渡している。

### ○登録者の情報の管理・取り扱い

- ・警察、消防、市役所に提出されたものをデータ化し、事務局であるB市役所の書庫で保管している。誰が見てもすぐわかるように登録管理簿を作成し分類、保管している。また、警察機関にもデータを保管している。
- ・消防機関には名簿のみを保管している。
- ・情報の取り扱いには十分注意するようお願いしている。検索者が発見された時点で、紙ベースの情報はシュレッダーにかける等して情報を残さないようにしている。

### ○事前登録制のメリット

- ・対象になる認知症高齢者は事前登録制を利用している。
- ・写真が最近のものなので、検索する際に顔や身体的特徴から検索しやすい。
- ・申請書内の記録が検索する際の手がかりになる。

## 4. 検索協力者の登録

B市健康課長名の協力依頼文書を持って協力機関に一軒一軒説明にまわった。好意的に理解され、受け入れられた印象である。

コンビニエンスストアがない地域は、特例的にガソリンスタンド2カ所を協力機関と

して依頼した。コンビニエンスストアは会社の方針もあるので、無理がない範囲で協力依頼をしている。

#### 1) 検索協力者への情報発信

原則は FAX 送信している。FAX を持たない事業所には手渡ししている。

協力事業所一覧表を見れば FAX 送信の可否がわかるようになっている。

#### 2) 医療機関・施設との協力体制

徘徊高齢者の発見された状況によってケースバイケースで、家族のもとに戻る場合もあれば医療機関へ入院の場合もある。

徘徊高齢者が発見された時点で、本人と家族の同意を得た上であれば、緊急のショートステイは可能。

養護施設、特別養護老人ホームなどの施設と契約を結んでいる。

### 5. 徘徊ネットワークに関するデータ

現在 9 名の方が「あんしん登録」（事前登録）をされている。市内に認知症の方がどのくらい住んでおられるのかは数をつかんでいない。

平成 20 年 9 月にシステムが運営して、実際に稼働したケースが 1 件だけなので問題点が見えてこない。稼働したケースにおいても SOS システムからではなく、不審者として警察に通報され保護された。

### 6. 今後の課題

#### 1) 協力機関の整備

協力機関は、ぎりぎりの人数で行っているのでも、協力機関全体が集まる会を開催できず、認知症サポーター養成講座や講演会の案内を FAX で送信している程度に留まっている。

今後は、協力機関としてガソリンスタンドへも協力依頼を進めていく予定である。人づてに「あんしん登録制度」の話が広がり事前登録者数が増えることを望んでいる。協力機関同士の網の目が小さくなればシステムの有効性が大きくなる。

協力機関へは今後、事務局へ「承諾書」を提出してもらう予定である。

#### 2) あんしん登録後の家族への対応

布地ベースでの名札のようなものを作成し家族に配布する予定である。家族の判断において、アイロンプリントで衣服の裏側などに貼付することにより、徘徊高齢者の早期身元判明に利用したい。

名刺型のカードを配布し本人に携帯してもらう予定である。仕事をされていた方を意

識して名刺型にした。

### 3) GPS の活用

本人が必要を感じないため常に持ち歩く習慣がなく、GPS の機能が有効活用されていない。

### 4) 市町村合併後の対応

平成 22 年 2 月、現 B 市に 2 町 2 村が合併することが決まっている。今から、SOS システムを立ち上げるよう担当者には様式を渡しているが、どこが最終的に発信するのかが検討課題となっている。本部では無理があるので合併協議の中で話し合っていきたい。

### 5) 協力機関との連絡調整での問題点

SOS 協力機関同士のネットワークが確立していないため、強力体制を整えたいと考えている。現在、ケアマネジャーや民生委員への連絡、地元で自主的に搜索活動を行っているため、行方不明者が発見されても、その連絡をする手段がない（土地柄、携帯電話を所有している人が少ない）。

警察との連携については、近隣の地域は一市一警察署であることと、平成 15 年頃、警察に出された発令によって、各警察署に 24 時間対応の SOS システムができあがっている。B 市は市町村合併をしているため、一市に二つの警察署がある。22 年の市町村合併を行うと県内で二番目の面積を持つ市となるため、各警察署との連携を図っていききたい。

## ○地域の特異性 “相互扶助の考え”

### 1) 地域ぐるみの対応

認知症が病気として認められ、オープンになってきた印象を受ける。“自分達の地域は自分達の手で”という昔の気運が戻ってくれば、SOS ネットワークの運用、認知症の方の見守りも進んでいくのではないかと考える。地域における要援護者制度（通常・災害時を問わず）、地域における見守り事業は、行政区長と民生委員にお願いしている。

### 2) 消防団の活動

家族の希望により行政区長（町内会長）を通じて消防団へ搜索依頼を出すことも可能。消防団は搜索活動に実績があるので手を借りないと搜索できない実情がある。地元の消防団が動くので消防の支所（分署）も動くという地域密着型である。

### 3) 防災無線等の利用

地域によっては、防災無線、有線、一斉放送を活用し、SOS システム運用に一役かっている。放送では名前は伏せて特徴のみをアナウンスしている。

## 7. 今後の活動

### 1) アイファックス導入の検討

現在、FAX 送信を行うと 30 分程度かかりタイムラグが生じるため、平成 21 年度はアイファックス導入を検討中である。写真を鮮明に送信できるため、早期発見につなげる目的もある。

### 2) 啓発活動

認知症サポーター養成講座、講演会、地域包括支援センターの働きで、平成 20 年度は認知症高齢者等 SOS ネットワークシステムが浸透した。まずはシステムを「知ってもらうこと」から始めて次年度以降に活動をつなげていく。

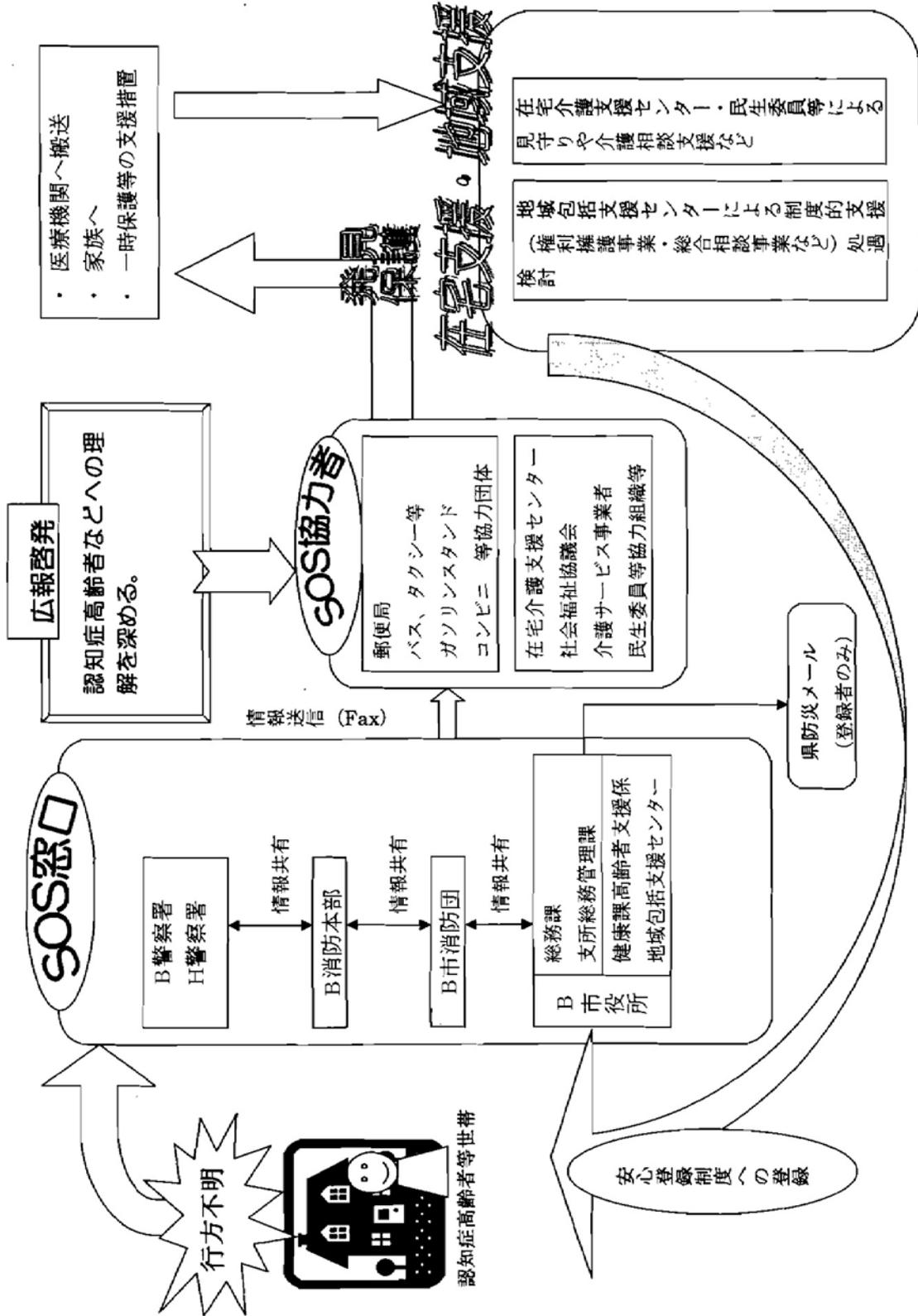
### 3) 関係機関との会議開催

平成 21 年 2 月 1 日に緊急シートを使用してシステムを稼働したのを受けて、稼働報告を兼ねて警察、消防との会議開催を予定したいと考えている。

### 4) 徘徊模擬訓練の実施

今後、徘徊模擬訓練を行いたいと考えている。SOS ネットワークシステムが広域的に連携できるよう支援を受けられれば、将来的には広域的徘徊模擬訓練を行うのが目標である。

B市認知症高齢者等 SOS ネットワーク



B市認知症高齢者等 SOS ネットワーク利用申請書

B市認知症高齢者等 SOS ネットワーク 様

(撮影年: 年)

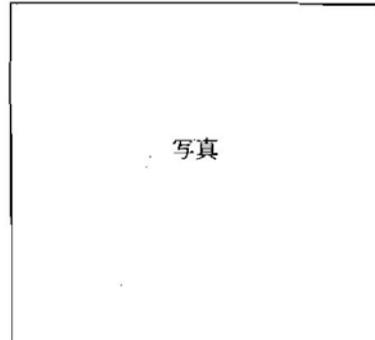
【申請日時】 年 月 日 ( : )

【申請者】

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (続柄: )

(Tel. - - )



下記の情報を公開する事については私（申請者）が一切の責任を持ちます。

【所在不明者情報】

※必須	氏名		年齢・性別	生年月日: 年 月 日 男 ・ 女 ( 歳)
	住所	B市		
※公開してよい項目について記に○を書いてください。				
	氏名	性別	年齢	住所行政区名まで

※下記の行方不明時詳細情報については記入された全項目を要約し、公開します。

所在不明発覚時の時間	( 月 日	午前 時 分頃	午後
場所	( )		
予想される移動手段	徒歩 ・ 自転車 ・ 自動車 ・ その他 ( )		

衣服の情報	上	( 色)
	下	( 色)
	履物	( 色)
	持ち物	
	その他	

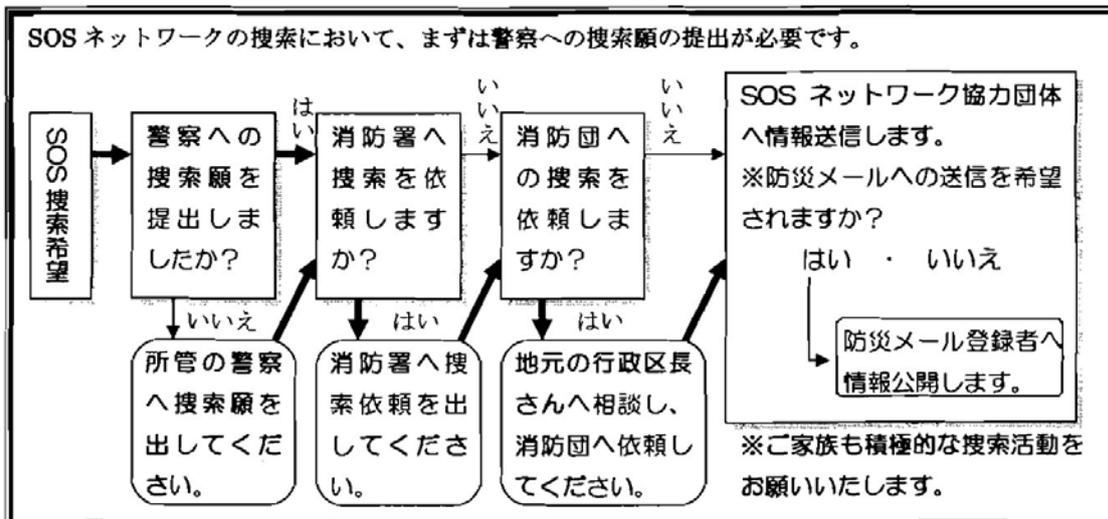
身体的特徴	身長	cm	体重	kg
	体格			
	髪型			
	その他			

情報提供シート 1

認知症の有無	あり（軽度・中度・重度）【普段の様子：	】・不明
徘徊歴の有無	有（保護された場所 （いつ頃	方面） ・ 無 ）

【不明前の様子】

【その他（本人がよく通っていた場所や実家、旧姓など、本人が反応する事柄）】



※ SOS ネットワーク協力団体へ注視依頼し、目撃情報があれば所管の警察へ情報提供してもらいます。

受付機関名：	
あんしん登録の有無：	No.

情報提供シート2

**緊急のお願い**

下記の方が行方不明になっております。外出される際、帰宅途中など、  
 気をつけていただきますようお願いいたします。なお、お心当たりがありましたら捜索中の○  
 ○警察署 (〇〇×△-〇〇-△△〇〇) にご一報ください。

\*\*\*\*\*

B市認知症高齢者等 SOS ネットワーク情報提供シート

【所在不明者情報】 (平成 年 月 日 時 分) ( 歳) 発信)

不明者	氏名		性別		( 歳)
	住所	B市			
所在不明発覚時の時間 ( 月 日 時 分頃 )					
場所 ( )					
予想される移動手段 徒歩 ・ 自転車 ・ 自動車 ・ その他 ( )					

衣服の 情報	上		( 色)
	下		( 色)
	履物		( 色)
	持ち物		その他

身体的 特徴	身長	c m	体重	k g
	体格			
	髪型		その他	

認知症の有無	あり (軽度・中度・重度) 【普段の様子: ( )】・不明
徘徊歴の有無	有 (保護された場所: ( ) 方面/いつ頃: ( ))・無

【不明前の様子】	参考写真
【その他】	

※上記情報の提供にはご家族の同意を得ています。ご協力をお願いします。

B市認知症高齢者等 SOS ネットワーク情報提供シート

(平成 年 月 日 : 発信)

先に検索・注視のお願いをしました方は、

発見されました。

氏名 \_\_\_\_\_ 様 (性別: )

発見保護の時間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ 頃

発見された場所 \_\_\_\_\_ 方面

ご協力ありがとうございました。

※先に送付しました情報シートと本シートにつきましては  
確実な廃棄をお願いいたします。

B市認知症高齢者等 SOS ネットワーク事務局

B市認知症高齢者等あんしん登録 利用申請書

B市認知症高齢者等SOSネットワークシステム 様

(撮影年: )

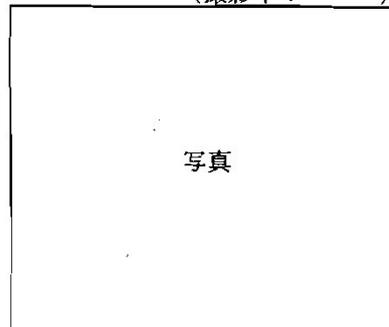
【申請日】 年 月 日

【申請者】

住所

氏名

(Tel - - )



裏面の同意事項に全て同意の上、下記のとおり認知症高齢者等あんしん登録制度の利用・変更を申請します。

【あんしん登録者情報】

氏名	フガナ	男女	生年月日 ( 歳 ) M・T・S 年 月 日
住所	B市	行政区	Tel(自宅)
			(携帯)

【緊急連絡先】

連絡先1	氏名	(対象者との続柄 )	男女	生年月日 ( 歳 ) M・T・S 年 月 日
	住所			Tel(自宅) (携帯)
連絡先2	氏名	(対象者との続柄 )	男女	生年月日 ( 歳 ) M・T・S 年 月 日
	住所			Tel(自宅) (携帯)

【緊急時の申請書情報の取り扱いについて】

公開してよい項目に  チェックを書いてください。

<input type="checkbox"/> 写真	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 住所 (行政区名まで)	<input type="checkbox"/> 年齢	<input type="checkbox"/> 裏面の太枠情報
-----------------------------	-----------------------------	--------------------------------------	-----------------------------	----------------------------------

※上記にチェックがない場合でも検索発生時に申請者が希望される項目を公開できます。

- 本申請書はB市認知症高齢者等SOSネットワーク協議会の窓口 ( B市・B警察署・H警察署 ) で管理します。緊急時及び行方不明の搜索等以外でこの申請書の情報を他へ公開する事はありません。

- 希望される方 ( 介護者 ) へは介護に関する情報提供や相談支援を行います。(下記に○を)  
希望する ・ 希望しない

## 【登録対象者の状況】

身体的特徴	身長	c m	体重	k g
	体格			
	髪型			
	その他			
認知症等の有無	認知症あり（軽度・中度・重度）【普段の様子：】 認知症不明 その他障害（ ）			
徘徊歴	頻度：頻繁・週1回程度・月1回程度・季節毎（いつ ）・なし 範囲：校区内程度・市内・市外（範囲： ） 以前に保護された場所：			
<b>【その他の情報】</b> <input type="checkbox"/> 自分の名前を： <input type="checkbox"/> 言える（理解できる氏名「 ） ・ <input type="checkbox"/> 言えない <input type="checkbox"/> 自分の住所を： <input type="checkbox"/> 言える（理解できる住所「 ） ・ <input type="checkbox"/> 言えない <input type="checkbox"/> 日常会話に支障が： <input type="checkbox"/> ある（理解できる会話「 ） ・ <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> この1年以内に家に戻れなかったことが： <input type="checkbox"/> ある ・ <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 屋外をあてもなく歩き回ることが： <input type="checkbox"/> ある ・ <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 徘徊で警察等に保護されたことが： <input type="checkbox"/> ある ・ <input type="checkbox"/> ない その他情報（本人のよく通っていた場所や実家、旧姓など、本人が反応する事柄など。） <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>				
(要介護認定)：自立・要支援・要介護(1・2・3・4・5) 未申請 (認定日： 年 月 日)				
(居宅支援事業所) (ケアマネ氏名)				
(利用中の福祉サービス等)				
(かかりつけ医) 病院名： (Tel. ) 治療中の疾患名：				
その他				

<p align="center"><b>B あんしん登録</b></p> <table border="1"> <tr> <td>連絡先</td> <td>住所</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>もし私が困っていたら 温かい心で助けてください。</p> <p align="center">B市役所 SOS 事務局 〇〇△△-〇〇-××〇〇(代)</p>	連絡先	住所	氏名				<p align="center"><b>B あんしん登録</b></p> <table border="1"> <tr> <td>連絡先</td> <td>住所</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>もし私が困っていたら 温かい心で助けてください。</p> <p align="center">B市役所 SOS 事務局 〇〇△△-〇〇-××〇〇(代)</p>	連絡先	住所	氏名				<p align="center"><b>B あんしん登録</b></p> <table border="1"> <tr> <td>連絡先</td> <td>住所</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>もし私が困っていたら 温かい心で助けてください。</p> <p align="center">B市役所 SOS 事務局 〇〇△△-〇〇-××〇〇(代)</p>	連絡先	住所	氏名				<p align="center"><b>B あんしん登録</b></p> <table border="1"> <tr> <td>連絡先</td> <td>住所</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>もし私が困っていたら 温かい心で助けてください。</p> <p align="center">B市役所 SOS 事務局 〇〇△△-〇〇-××〇〇(代)</p>	連絡先	住所	氏名			
連絡先	住所	氏名																									
連絡先	住所	氏名																									
連絡先	住所	氏名																									
連絡先	住所	氏名																									
<p align="center"><b>B あんしん登録</b></p> <table border="1"> <tr> <td>連絡先</td> <td>住所</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>もし私が困っていたら 温かい心で助けてください。</p> <p align="center">B市役所 SOS 事務局 〇〇△△-〇〇-××〇〇(代)</p>	連絡先	住所	氏名				<p align="center"><b>B あんしん登録</b></p> <table border="1"> <tr> <td>連絡先</td> <td>住所</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>もし私が困っていたら 温かい心で助けてください。</p> <p align="center">B市役所 SOS 事務局 〇〇△△-〇〇-××〇〇(代)</p>	連絡先	住所	氏名				<p align="center"><b>B あんしん登録</b></p> <table border="1"> <tr> <td>連絡先</td> <td>住所</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>もし私が困っていたら 温かい心で助けてください。</p> <p align="center">B市役所 SOS 事務局 〇〇△△-〇〇-××〇〇(代)</p>	連絡先	住所	氏名				<p align="center"><b>B あんしん登録</b></p> <table border="1"> <tr> <td>連絡先</td> <td>住所</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>もし私が困っていたら 温かい心で助けてください。</p> <p align="center">B市役所 SOS 事務局 〇〇△△-〇〇-××〇〇(代)</p>	連絡先	住所	氏名			
連絡先	住所	氏名																									
連絡先	住所	氏名																									
連絡先	住所	氏名																									
連絡先	住所	氏名																									
<p align="center"><b>B あんしん登録</b></p> <table border="1"> <tr> <td>連絡先</td> <td>住所</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>もし私が困っていたら 温かい心で助けてください。</p> <p align="center">B市役所 SOS 事務局 〇〇△△-〇〇-××〇〇(代)</p>	連絡先	住所	氏名				<p align="center"><b>B あんしん登録</b></p> <table border="1"> <tr> <td>連絡先</td> <td>住所</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>もし私が困っていたら 温かい心で助けてください。</p> <p align="center">B市役所 SOS 事務局 〇〇△△-〇〇-××〇〇(代)</p>	連絡先	住所	氏名				<p align="center"><b>B あんしん登録</b></p> <table border="1"> <tr> <td>連絡先</td> <td>住所</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>もし私が困っていたら 温かい心で助けてください。</p> <p align="center">B市役所 SOS 事務局 〇〇△△-〇〇-××〇〇(代)</p>	連絡先	住所	氏名				<p align="center"><b>B あんしん登録</b></p> <table border="1"> <tr> <td>連絡先</td> <td>住所</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>もし私が困っていたら 温かい心で助けてください。</p> <p align="center">B市役所 SOS 事務局 〇〇△△-〇〇-××〇〇(代)</p>	連絡先	住所	氏名			
連絡先	住所	氏名																									
連絡先	住所	氏名																									
連絡先	住所	氏名																									
連絡先	住所	氏名																									

B市 SOS ネットワークあんしん登録

No. \_\_\_\_\_

住 所: \_\_\_\_\_

氏 名: \_\_\_\_\_

連絡先: \_\_\_\_\_

もし私が困っていたら  
温かい心で助けてください。



B市 SOS ネットワークあんしん登録

No. \_\_\_\_\_

住 所: \_\_\_\_\_

氏 名: \_\_\_\_\_

連絡先: \_\_\_\_\_

もし私が困っていたら  
温かい心で助けてください。



B市 SOS ネットワークあんしん登録

No. \_\_\_\_\_

住 所: \_\_\_\_\_

氏 名: \_\_\_\_\_

連絡先: \_\_\_\_\_

もし私が困っていたら  
温かい心で助けてください。



B市 SOS ネットワークあんしん登録

No. \_\_\_\_\_

住 所: \_\_\_\_\_

氏 名: \_\_\_\_\_

連絡先: \_\_\_\_\_

もし私が困っていたら  
温かい心で助けてください。



B市 SOS ネットワークあんしん登録

No. \_\_\_\_\_

住 所: \_\_\_\_\_

氏 名: \_\_\_\_\_

連絡先: \_\_\_\_\_

もし私が困っていたら  
温かい心で助けてください。



B市 SOS ネットワークあんしん登録

No. \_\_\_\_\_

住 所: \_\_\_\_\_

氏 名: \_\_\_\_\_

連絡先: \_\_\_\_\_

もし私が困っていたら  
温かい心で助けてください。



B市 SOS ネットワークあんしん登録

No. \_\_\_\_\_

住 所: \_\_\_\_\_

氏 名: \_\_\_\_\_

連絡先: \_\_\_\_\_

もし私が困っていたら  
温かい心で助けてください。



B市 SOS ネットワークあんしん登録

No. \_\_\_\_\_

住 所: \_\_\_\_\_

氏 名: \_\_\_\_\_

連絡先: \_\_\_\_\_

もし私が困っていたら  
温かい心で助けてください。



B市 SOS ネットワークあんしん登録

No. \_\_\_\_\_

住 所: \_\_\_\_\_

氏 名: \_\_\_\_\_

連絡先: \_\_\_\_\_

もし私が困っていたら  
温かい心で助けてください。



B市 SOS ネットワークあんしん登録

No. \_\_\_\_\_

住 所: \_\_\_\_\_

氏 名: \_\_\_\_\_

連絡先: \_\_\_\_\_

もし私が困っていたら  
温かい心で助けてください。







## 事例 3

## 事例3 九州地区C市

### 1. 事業の概要

C市内各区自治体に地域団体が主体になっている推進協議会（各区で名称は違うが、保健、医療、福祉等）があり、平成14年以前は各々が活動をしていた。徘徊は区内にとどまらないため、平成14年に市が広範囲な活動としてまとめているが、現在はネットワークがうまく機能していない状況である。

特に、行政は定期的に人事異動があるため、担当者がネットワークシステム自体を知らない事情も機能していない一つの原因になっている。

#### 1) 事業を行うきっかけ

平成12年、「徘徊行動がある高齢者がいる」といったような地域からの声があがったのではないかと推察される。平成10年頃から警察より発信している。

#### 2) 関係機関、協力機関の構成について

##### ①ネットワーク連絡方法について

家族から警察に捜索願を出すことにより、警察主体で徘徊高齢者を捜索する。

C市には7つの区と8つの警察署があり、各々が対応している。

##### ②広報活動について

徘徊性のある高齢者には直接広報しているが、本人への広報活動が多かったため、ネットワークを理解されていたかは分からない。

リーフレットは市の機関（区役所、地域包括支援センター等）に置いている。

### 2. 徘徊高齢者SOSネットワークシステムの運営

#### 1) ネットワークシステムの中心機関

- ・管轄警察署：24時間対応

##### ①受付先

- ・区管轄警察署

徘徊高齢者SOSに関しては、夜間・祝土日の依頼が多い。

警察は捜索願を受理した時点で捜索を開始するが、管轄内のデータしか手元にないため（データの共有システムがない）、区を越えての徘徊者には対応が難しい。

徘徊高齢者を保護した場合、医療機関では対応できるが、施設は空きがないなど

の理由で一時入所への対応はしていない。

## ②ネットワークシステム運営状況

紙ベースのデータを FAX 送信しているが、顔写真がつぶれてしまう欠点がある。

## ③ネットワークシステムの機能状況

- ・このシステムを通じて徘徊高齢者が発見されるケースのほかに、ネットワークには入っていないが、地域の方が発見するケースが多い。
- ・また、JR からの通報も結構ある。
- ・地域の方は必ずしもネットワークがあることを知らない。

## 3. 事前登録の方法

### 1) 登録方式・受付

各区役所において紙ベースで受付→所管警察へ紙データで渡す。

350 名程度の事前登録者がいるが、すでに亡くなった方も含まれている。

### ○登録者の情報の取り扱い

- ・区役所に提出されたものを区単位で台帳保管している。また各所轄警察署にも保管されている。
- ・所轄同士の横のつながりがいないため、市を中心につなぎ強化を実施している。

### ○事前登録制のメリット

- ・保護された時の身元確認が早い。
- ・FAX による情報発信のためシステム稼働までの時間が早い
- ・登録書類の中に以前住んでいたところ、よく行くところを記載してもらい、検索する際の手がかりとしている。

## 5. 徘徊ネットワークに関するデータ

- ・市内全体で検索願は年間 300 件
- ・徘徊→行方不明→死亡 5 件

## 6. 今後の課題

平成 12 年のシステム運営開始から 2～3 年は機能していたが、それ以降はうまく機能していない。情報のキャッチボールがうまくできていない状況で、徘徊高齢者情報が区にも入らず警察に保管されているのではないかと考えられる。

今後の対応のために、また事故防止のために地域包括支援センターには連絡を入れているが、区には連絡を入れていない。家族も気がつかないうちに徘徊している高齢者を警察が保護し、家族に連絡をいれずにそのまま帰宅させてしまう場合もある。家族で、個人的に自治会長、民生委員に連絡しておくことによって、徘徊高齢者捜索の情報を提供している。市・区からご近所の町内会長に連絡を入れることにより、徘徊高齢者捜索の協力をお願いしている。

### 1) 事前登録者データの共有システムの整備

平成 21 年度中にはシステムを整備し運営していきたい。平成 21 年度は情報共有の整備が課題である。データベースは出来上がりつつある。個人情報が多いので、市役所職員だけが見られる共有フォルダにデータを共有し、区役所職員が共有フォルダに入りデータ更新を行う。そして、月 1 回くらいのペースで各所轄警察署に情報を渡していく。というのも警察に保護された時に名前だけでも把握したい。また、市のイントラネットの中にインフォメーションとして載せられるか検討中である。

### 2) 身元不明者の一時保護

平成 21 年度は、身元不明者の一時保護（緊急対応）へ対応の予定である。身元不明者を軽費老人ホームやケアハウスに 1 週間程度一時保護できるよう制度を整備し、保護された徘徊高齢者の身元が分かればご家族へ、身元が分からない・独居老人の場合には施設入所ができる制度を作成している。

### 3) GPS の活用

現在約 50 名が GPS 利用者として登録しているが、常に持ち歩く習慣がない、電源を切っている、電池切れである等、GPS の機能が有効活用されていない。また、区の窓口に相談に来られても、GPS 操作が難しく断るケースが多い。10～15 年後には GPS に替わり携帯での対応が可能になるかもしれない。

### 4) ネットワークの見直し・整理

タクシー協会に加盟しているタクシー会社への啓発方法、郵便局の民営化に伴う組織改編への対応などがある。

区によってまちまちなので、数をしっかり把握できていない。区の担当係長を集めて協議し情報を集めていく。

## 5) 新システムへの対応

平成 21 年度以降、現在ばらばらである要綱の整理を行い、足並みを揃える形にしたい（素案は作成が終了している）。システムに関する広報活動はケアマネジャーを通じて行いたい。事前登録は無料なので、広報活動によって情報をデータとして集めていきたい。

## 6) 情報発信の方法

効率的に情報が発信できるよう、メールによる情報発信を検討している。ただ、メールは開かないと見られないという設定が課題となっている。

## 7) 警察との連携

現在のシステムは警察に負担が大きいので、警察の負担を軽減していきたい。管轄警察の生活安全課課長、係長の意識レベルによって、認知症そのものに対する理解度が違う。

新システムに移行するにあたり、警察にも協力をお願いしたいと考えている。

## 7. 今後の活動

### 1) 市職員や一般市民向けに認知症サポーター養成講座の開催

2) 年 1 回、9 月 21 日の世界アルツハイマーデーから 1 ヶ月を啓発月間と位置づけ地元 NPO などと協働して、講演会や模擬フォーラムを開催

### 3) 市民団体の活動（認知症草の根ネットワーク）

# あんしん探索SOS!

a b c d e f g h i 平成 年 月 日  
警察署 号

1	住所	区
2	氏名・性別・年齢	男・女
	明治・大正・昭和	年 月 日生 ( 歳)
3	服装、特徴など	
	○身長	cm ○体重 kgくらい
	○服装	
	○体格 ( 肥 小肥 中肉 やせ その他 )	
	○髪型	
	○その他の特徴	
4	状況	
	・所在不明となった日時	平成 年 月 日 時頃
	・場所	
	・所在不明となった時の状況	
5	身元確認シールの貼付場所	
	・番号 ( )	
6	その他参考事項	

見つけられた方は、  
TEL 昼間  
TEL 夜間

警察署生活安全課までご連絡ください。

C市内各警察署・C市

# あんしん探索SOS解除について

平成 年 月 日  
a b c d e f g h i 警察署  
第 号

## ⇒先刻お願いしていました

1 住所 区

2 氏名・性別・年齢 男・女  
( 歳)

は、平成 年 月 日 時 分ころ、  
町 丁目付近において発見、無事保護いたしました。

なお、あんしん探索SOSお願い 号は廃棄処分方  
お願いいたします

ご協力ありがとうございました。

C市内各警察署・C市

C市はいかい高齢者等SOS登録申請書兼台帳

届出日 平成 年 月 日

申請者 住所

氏名 (続柄 )

電話

登録者	フリガナ	男・女	生年月日			
	氏名 (旧姓 )		明・大・昭 年 月 日生			
	フリガナ	電話	自宅	—	—	
住所	携帯		—	—		
登録者について	登録者の家族状況 独居 ・ 同居人有		写真添付欄 (全身像)			
	特徴					
	・身長 cm ・体重 kg					
	・体型 肥・小肥・中肉・やせ・その他( )					
	・髪型 ( ) ・髪の色 ( )					
	その他の特徴 [眼鏡・身装具・ほくろ・外傷跡・言葉使い・くせ 等]					
よく行く場所・現住所以外の住み慣れた場所・その他特記事項など(行動特性・障害特性など)			※写真のサイズが合わない場合は別途ご提出ください。			
発見時の確認方法						
・徘徊高齢者位置探索サービス 有 無						
・身元確認手段 有 無 確認箇所( )						
かかりつけ医			介護保険サービス			
・医療機関名( )			・要介護度( )			
(主治医 Tel — )			・居宅介護支援事業者名 ( )			
・病名・障害等( )			(Tel — )			
・障害手帳 (種類			番号			
緊急連絡	① 住所	電話	自宅	—	—	
	氏名 (続柄 )		携帯	—	—	
② 住所	電話	自宅	—	—		
氏名 (続柄 )		携帯	—	—		
★緊急時及び行方不明になったとき、協力機関に登録台帳の情報を公開することについての家族の同意			1 承諾する 2 承諾しない			
★緊急時及び行方不明になったとき、協力機関に写真を公開することについて			1 承諾する 2 承諾しない			
★見守り時、協力機関に登録台帳の情報を公開することについて			1 承諾する 2 承諾しない			

※この台帳は区役所、警察署で管理します。この登録情報を緊急時及び行方不明の搜索目的以外に公開する事はありません。





## 事例 4

## 事例4 関東地区 D市

### 1. 事業の概要

平成9年にそのシステムを試行し、平成10年4月より、D市、J町の広域で、徘徊する認知症高齢者を早期に発見し保護するため、「徘徊老人のためのSOSネットワーク」がスタートした。

ネットワークの仕組み自体は行政事業であるが、事務局は特別養護老人ホームMが担っている。特別養護老人ホームMが空きベッドを提供していることで、保護後に家族の迎えまで時間がかかる場合や、身元が判明しない場合は、施設への一時入所が可能となっている。さらに家族からの要請があった場合には、警察署を通じて、防災無線を使った捜索も並行して行われる。

#### 1) 事業を行うきっかけ

行方不明者が死亡してから見つかるという事がきっかけとなり、当時の保健所（現：保健事務所）にて老人福祉サービスの検討部会がありその中のメンバーから今後同じような事が多くなるだろう、地域として見守りや捜査に協力できないだろうかという意見があった。その後1年半にわたり部会で検討した。当時は福祉関係機関の職種だけが集まって検討していたが徘徊する高齢者はそれらの機関だけでは抱えきれないため、警察、消防、バス会社社長などに会議に出てもらう事になった。そうして検討部会を色濃くしていった。

#### ①作業部会メンバー

特別養護老人ホームM

保健所

市町村

民生委員

在宅介護支援センター（現 地域包括支援センター）

家族の会

素案が出来た時点で消防

※警察は作業部会には入っていない

#### ②作業部会で検討した例

1. ネットワーク図の作成
2. 啓発活動について
3. 規約について など

### ○防災無線の使用について

消防署が所管しているので、検討委員会に参加していた消防署が抵抗なく導入。危機管理のための防災無線を徘徊高齢者のために使うのは目的外使用、という市民の意見があった程度。防災無線を使うことによって、徘徊高齢者に対する住民の意識が高まったというメリットは大きい。

## 2) 関係機関、協力機関の構成

警察が主体的に関わっている理由は、警察で認知症の人を保護しても他の案件で空けている間にまた徘徊し始めてしまったりする事があるため、生活安全課から預かってくれる所があると良いとの要望があった。同時に、徘徊する高齢者は日中だけ徘徊する訳ではないが、行政は日中しか空いていない。24 時間なんらかの形で連絡が取れるところが事務局としての役割を持つ方が良いという話になった。その為特別養護老人ホーム M が一時保護と事務局両方の役割を担う事となった。また、機関が出席する大規模な検討部会では意見がまとまらないため、作業部会を立ち上げ、作業部会で課題を討議しまとめてから全体構成につなげた。

## 3) 地域への広報について

- ・ 20 年度から認知症サポーター講座で SOS ネットワークの説明をしている。家族の会が寸劇、事例発表を行っている。
- ・ 効果が高いのは、小地域へ足繁く通って説明することである。D 市はある程度浸透してはいるが、継続しなければ段々忘れられてしまう。
- ・ 小地域単位に地道に周知を図っていくために、民生委員に会場提供・募集活動をしてもらい、F 氏側から講師派遣を行い、認知症対応に対する講座を開き、そこで協力者を募っていく取り組みを、来年度から行っていこうとしており、民生委員協議会に働きかけている。民生委員の意識が変わることによって地域住民の対応が積極的になり、協力体制が一気に拡充する可能性もある。
- ・ 一般市民にどの程度ネットワークについて理解、協力を得られているかは未知数な為、21 年度からはまた新たに関心のありそうなテーマで人を集め、そこで SOS ネットワークの事例を紹介しつつ認知症について理解を深めてもらうという試みを計画している。
- ・ 年 1 回のシンポジウムを行っている。民生委員・事業者・家族の意識啓発だけでなく、参加者の反応を通じてネットワークの構成員たちの意欲が喚起されている

## 2. 徘徊高齢者 SOS ネットワークの運営

### 1) ネットワークの中心機関

- ・ 特別養護老人ホームM
- ・ 警察→特別養護老人ホームM→各協力機関へ連絡 (FAX)
- ・ 現在 E メール、携帯などは使用していないが FAX は時間がかかるため、現在行政で検討している。

#### ①ネットワークの中心期間と関係機関、協力機関との連携について

- ・ 年 2 回の会議の参加率は非常に高く全員が出席する。
- ・ オブザーバーに障害福祉課、他市の人が会議の運営を見学にくることもある。

## 3. 事前登録の方法

### 1) 届出の受付

- ・ 市町が数年に一度行う高齢者実態調査のときがもっとも多く、調査員である民生委員が認知症や認知症が疑わしい回答者に登録を勧めている。
- ・ 講座などで登録を促す。
- ・ 市町村で民生委員が認知症に関する相談を受ける中で紹介、介護保険課で認定や認知症、徘徊の相談を受けた際に登録を勧めている。
- ・ 地域包括支援センター、居宅でパンフをおいてもらって進めてもらっている。
- ・ SOS 発動時一時保護された方が未登録だった場合特別養護老人ホームMで勧める。
- ・ 民生委員と介護保険課経由で登録する人が多い。

#### ○登録者の情報の取り扱い

- ・ 台帳原本は事務局で保管。写しを市役所と警察に置いている。

#### ○事前登録制のメリット

家族：一人で抱えていた問題をオープンにでき、気持ちが楽になった。

発見が早くなり、遠出する前に保護ができる。

登録しているだけで安心感がありなにかあった時にサポートが得られる。

一人で抱えなくても良いので気持ちにゆとりができた。

事務局：警察が保護した際に照会が容易。家族が気づく前に特別養護老人ホームMで保護、照会ができていた件も多い。

#### 4. 検索協力者の登録

- ・一般市民が検索協力者として登録する制度はない。
- ・一般市民をネットワークに組み入れる働きかけとしてはそれぞれの協力機関に属している市民がそれぞれで活動している状況。

#### 5. 徘徊ネットワークに関するデータ

- ・データ集計は特別養護老人ホームMで行っており、市町村、県に提出している。
- ・特別養護老人ホームへ入居、病院への入院を理由に登録の解除が多い。
- ・J町は当初より半数近い数字になっているが、介護施設が新たに開設され、多くの人が入居したためだと思われる。
- ・徘徊 SOS ネットワークがあっても入居、入院する人は多い。やはり介護者の負担が大きく、在宅介護には限界がある。

#### 6. 今後の課題

- ・市外からの依頼が多い為、現在よりも広域的なネットワークを構築していこうとの議論がはじまった。県内の広域連携について、県保健福祉事務所と県高齢福祉課は前向きに検討している。また、警察はすでに管外への検索依頼を情報として流す体制をつくっており、県警としては、県行政による広域的なネットワーク体制がつくられ検索が連動できるようになることを願っている
- ・ネットワークを存続させる為には行政、協力機関がいかに地域に浸透させるか？にかかっている。地味な積み重ねが必要。
- ・地域の身近な所に専門相談員をおき、地域で抱えている問題などもっと拾いたい、また登録などに生かしたい

#### ○特徴的な取り組み等

24 時間オープンしている施設を窓口にした、一時保護を専門的な機関にする事によって保護された高齢者が安心して迎えを待つ事ができる。この点は利用者にとって大きなメリットである。



## SOSネットワーク放送依頼書

防災無線放送課 課長	防災担当課 課長	放送依頼課 課長	課長補佐	担当	放送日時 年 月 日 ( ) 時 分

1 協力依頼か、2 発見のお礼が該当する番号に○をつけてください。

### 1、協力依頼

どちらか棒線を引いて消す

こちらは、防災 ~~D~~・~~J~~ です。

(D市は字のみ放送)

住所 (字、番地) \_\_\_\_\_ の

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_ さん \_\_\_\_\_ 歳が

行方不明となっています。

上着は \_\_\_\_\_ 下は \_\_\_\_\_ をはいて

います。身長は \_\_\_\_\_ cm ぐらい、髪は \_\_\_\_\_ です。

特徴は \_\_\_\_\_ です。

お心あたりのある方は、D警察署までご連絡ください。

### 2、発見のお礼

どちらか棒線を引いて消す

こちらは、防災 ~~D~~・~~J~~ です。

行方不明となっていた

フリガナ

住所 (字、番地) \_\_\_\_\_ の \_\_\_\_\_ さんは

先ほど無事保護されました。

ご協力ありがとうございました。

連絡先	平日の勤務時間内	平日の時間外及び土日祝日
D市	高齢福祉介護課 8時30分～17時15分 TEL ○○-△△○○ FAX ○○-△△○×	消防通信指令室 平日17時15分～21時、土日祝日8時30分～21時 TEL ○△-××○○ FAX ○△-××○○
J町	防災安全課 8時30分～17時15分 TEL △△-○○×× FAX △△-△×△×	消防通信指令室 平日17時～20時、土日祝日8時30分～20時 TEL △○-××○○ FAX △○-××○△

## D市徘徊老人のためのSOSネットワーク連絡協議会運営要綱

### (設置)

第1条 徘徊<sup>かい</sup>老人のためのSOSネットワーク（以下「SOSネットワーク」という。）の効果的な推進を図るとともに、D市及びJ町の関係機関等の連携を密にするため、徘徊老人のためのSOSネットワーク連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 徘徊老人の早期発見及び保護に関すること。
- (2) SOSネットワークの連絡網に関すること。
- (3) SOSネットワークの普及啓発に関すること。
- (4) その他SOSネットワークの推進に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) D警察署の代表者
- (2) 特別養護老人ホームMの代表者
- (3) D市及びJ町の地域包括支援センターの代表者
- (4) D市民生委員児童委員協議会の代表者
- (5) J町民生委員児童委員協議会の代表者
- (6) 社会福祉法人D市社会福祉協議会の代表者
- (7) 社会福祉法人J町社会福祉協議会の代表者
- (8) D市認知症高齢者を抱える家族とボランティアの会の代表者
- (9) J町介護者のつどいの代表者
- (10) D保健福祉事務所の代表者
- (11) D市防災安全部防災対策課の職員
- (12) J町町民部防災交通課の職員
- (13) D市保健福祉部高齢福祉介護課の職員
- (14) J町保健福祉部高齢介護課の職員

### (招集)

第4条 協議会の会議は、D市保健福祉部高齢福祉介護課長又はJ町保健福祉部高齢介護課長が招集する。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて開催し、その議長は、当該会議を開催するごとに委員の互選により定める。

## 事例 5

## 事例5 中国地区 E市

### 1. 事業の概要

市町村合併前（旧E市）は高齢者ケアセンターでネットワーク運営を行っていた。5つの自治体が合併し現在のE市になった際、全地域をカバーすべくE市社会福祉協議会に市が委託した。

なお、E市認知症にやさしい地域作りネットワーク形成事業とE市徘徊高齢者家族支援サービス事業2つの事業の委託を受け運営している。

※ 平成15年3月1日 1町1村編入。平成17年11月3日2町編入。

合併後は「助けられ上手養成講座」を開催し、認知症を隠さず認知症を地域で支援していけるような運動もしている。しかし、家族の会に相談に来る方へ入会を勧めるとご近所に知られるのが嫌だからと拒否する方が相当数いるのが現状である。

家族の会があるかどうかでその地域の認知症に対する理解度は違ってくるように感じている。独自に啓発活動、相談業務などを行っている家族の会がある自治体と無い自治体は違う。

#### 1) 事業を行うきっかけ

- ・ 旧E市、旧C町の家族の会の活発な活動を受け行政が動き始めた。
- ・ 平成10年11月に旧E市の「認知症になっても安らぎのあるE市をつくる市民の会」が釧路市の岩淵氏を招聘し、E市で初めて徘徊のある人達に支援を考えようと家族の会、行政、タクシー業界など多くの団体が集まり、E市で徘徊が起きた場合どうするかを検討した。準備会などを経て平成11年11月に旧EにSOSネットワークが発足。警察管内であったことから、同時期に旧C町でもSOSネットワークを立ち上げている。
- ・ 平成18年、委託を受けた同時期に岩淵氏を招き、イベントで釧路の徘徊SOSネットワークについての講演会を行う。その翌年には東京センターの永田久美子氏を招き講演会開催する。地域で認知症の人を支えるにはどうすれば良いか？というテーマだった。現運営メンバー、ケアマネ、認知症の人を介護しているほう等が集まり、E市の中で認知症の人を支えて行くには様々な立場で整備していく必要性から発展して認知症支援会議を開くようになる。

#### 2) 関係機関、協力機関の構成

##### ①第一連絡先

- ・ E警察署（生活安全課）
- ・ E市社会福祉協議会事務局

## ②行方不明情報伝達機関

- ・ E市社会福祉協議会（各事務所）
- ・ 公民館
- ・ 医院（a地区医師会）
- ・ 歯科医院（a歯科医師会E支部）
- ・ コンビニエンスストア
- ・ タクシー会社
- ・ 金融機関
- ・ 高齢者施設
- ・ 障害者施設

## ③状況に応じて連絡が入り協力を得る機関

- ・ E市民生委員児童委員協議会（行方不明者の地区）
- ・ 町内会長（行方不明者の町内会）
- ・ 認知症の人と家族の会

## ④地元FM局（FM E）

### 3）地域への広報

#### ア. 認知症に関する講演会等のイベント

#### イ. チラシの配布

社協内に高齢者が集う事があれば随時紹介している。E市民生委員

#### ウ. 関連、協力団体への定例会への参加

※児童委員協議会の定例会に出席し広報。その他随時。

#### エ. 認知症地域支援の活動

企画を関係者向けの情報誌を刊行予定。市民向けだけでなく関係機関向けにも相互理解をする為の共通言語が必要だと考えている。

## 2. SOSネットワークの運営

### 1) ネットワークの中心機関

- ・ E市社会福祉協議会事務局

## ①ネットワークの運営状況

### ア.はいかい者の家族が警察へ通報または事務局へ捜索依頼

事務局は依頼を受け、協力機関へFAX（一括送信）NTTのサービスを利用  
一括送信のサービスを採用する以前は電話とFAXで連絡をしていたが、送信に手  
間がかかり、当時関係機関が少ないにもかかわらず、30分～60分の時間がかか  
っていた。また、タイムラグも発生していた。一括送信を採用してからは送信終  
了まで5分～10分で送信が終了するようになった。

### イ.防災無線 全域だけで無く、エリア別に放送する事も可能

エリアの指定に関しては家族への聞き取り（事前登録時）時に希望を聞き、事務  
局が手続きをする。

#### ※防災無線の使用許可に関して

旧E市では防災無線の使用に関して強い抵抗があった。しかし死亡事故がありそ  
れがきっかけで使用する事ができるようになった。（20年10月）

## 2) 徘徊ネットワークの連携

地域ケア会議のメンバーが中心（社協、高齢者ケアセンター、保健センター、地域包  
括支援センター、家族の会）になり個別ケースに応じて関係者が加わる。会議は随時行  
い、個別対応を考えると同時に運営に関しての内容も討議している。地域ケア会議のメ  
ンバーは社協の呼びかけで相応しい機関をピックアップした。全体運営会議を年一回  
（毎年8月が多い）、地域ケア会議メンバーに加え、協力機関の長に参加してもらっ  
ている。会議の主な内容は事業報告、事業計画等である。

### ①警察との連携

旧E市ネットワーク発足時に生活安全課長に協力を要請、当時すでに全国的に徘徊  
の問題が取り上げられていたため積極的に協力をしてもらえた。ただし、発足時旧C  
町ではネットワーク発足前に徘徊者が出た際にもパトカーを出して捜索してくれた。  
同時期にO市内で捜索を依頼した事もあるが、あまり協力的ではなかった。その事か  
ら県警として統一的な考え方がある訳ではないように感じている。元々地域に協力的  
な土壌があったのだと思う。

### ②消防との関係

E市における消防本部、消防団の役割は現在の所、救命救急の部分であり、捜索  
ではない。今後事例と共に役割が増えて行く事は考えられる。

### 3. 事前登録の方法

- ・社協、健康推進課が窓口になっている。
- ・一度徘徊し困った経験がある、警察に保護された経験のある家族の方が紹介されて登録する事が多い。一度経験しないとなかなか登録する気にはならないようだ。実際に徘徊が起きた際に登録してもらいネットワークを活用する場合も多い。

#### ○事前登録者の情報の取り扱い

- ・事前登録表原本は社協本部。写しを社協の各事務所、警察に保管している。
- ・実際に徘徊が起こった場合は連絡表（写真入り）聞き取りによって記入を行う。
- ・防災無線の利用やFMでの放送の希望などを確認する。

#### ○事前登録制のメリット

##### 事務局

写真付きの資料である為、発見時の照会が非常に早くなる。

事前登録は個別援助をする為の呼び水としても考えている。事前登録してもらう事によってそこから個別ケース会議、地域ケア会議に生かす事ができる。

##### 家族及び本人

登録者へのココセコムの貸し出しが好評。

安心感を得る為に登録される方も多い

#### ※登録の地域差について

登録者は大半がE市、c地区。E地区が一番多い。

b地区はd地区では登録者がゼロ。防災無線を流せば皆が探してくれるため登録の必要が無いと考えているようである。

以上のことから的心情的、感覚的な地域差はあまり感じないが、地理条件上の地域差がある。地域の繋がりが深い地域は誰かがどこかで止めてくれるという、地域に対する信頼、安心感がある。SOS ネットワークはある程度人口が増え、都市化して住民が顔を合わせる機会が無くなってきている地域の方が機能しやすいだろう。

#### 4. 捜索協力者の登録

- ・行方不明者を探す側の人の登録は、地域ケア会議によって協力を依頼できそうな機関、団体に働きかけている。
- ・一般市民の登録制度はまだ無い。

※地元FM局が協力するようになったきっかけ  
社協が委託を受けたと同時期にFM局が開局した。  
釧路市がFMに協力してもらっていることから協力を要請した。

#### 5. 徘徊ネットワークに関するデータ

- ・年次件数を事務局で管理している

	登録者数	捜索件数	発見のうち登録者	発見のうち未登録者
平成19年度	62名	9件	3件	6件
平成20年度	98名	23件	7件	16件

※平成19年度はすべて保護、平成20年度は1名死亡で発見

#### 6. 今後の課題

##### 1) 関係・協力機関との連携

合併した関係で旧Eと旧a町以外の地域の福祉施設と連携が上手く図れていない。合併により福祉施設の数が多くなり、また福祉施設全体の窓口もなく、すべてを束ねる組織を作る事は困難な状況である。

認知症に関する講演会の開催理由として、まだ関係性を保てていない介護施設の呼び水となれば良いという狙いもあった。イベントには多くの介護、医療関係者が集まり、一定の効果があったと思われる。今後も講演会等予定しておりSOSネットワークを推進するための関係者のネットワークがさらに広がる事を期待している。

現時点では活動が協力機関にFAXを流す所で完結してしまっている為、徘徊予防などの取り組みも進めていきたい。

##### 2) 事前登録について

E市内の施設に入居されている認知症の方にも事前登録をしてもらいたい。福祉施設に入っている人の福祉は施設内で完結すれば良いという話になりがちだが、地域で生活している人なのである程度地域で支援して行きたいと考えている。そのためには、全体としての共通認識が必要だと思う。徘徊SOSネットワーク事業を通して共有できればいい。

### 3) 地域全体での取り組み

いくら情報を流しても、お互いに顔見知りにならないければ住民による早期発見は難しい。より地域住民の協力を得て行くために生活に近い場所でいっそう啓発活動をしなければならない。そのためには認知症に対する意識改革、認知症をオープンにする必要がある。

### 4) ネットワークおよび登録制度の運営について

集計データの分析を進めていきたい。

#### ○特徴的な取り組み

- ・ ネットワーク活動をきっかけにし、個別ケアにつなげている。
- ※ 近所のスーパーなどの協力を得て店内に地域交流スペースを設けてスタッフが常駐し認知症の方の一時預かりを行う。コンビニに認知症の人来た場合の対応マニュアルの作成などを計画中。徘徊の予防、日常生活支援など徘徊SOSネットワークを派生させる活動に取り組んでいる。
- ・ 単独の担当者、代表者がキーパーソンではなく、中心団体のメンバー（調査時出席者）が随時集まって運営している。
- ・ 障害者福祉施設の入居者もネットワークを利用可能。無断外出によって行方不明になった場合協力が可能。（登録者、事例はまだいない、通常に行方不明者の扱いは別）



# E市はいかいSOSネットワーク

## はいかいSOSネットワークとは

外出したまま戻れなくなり行方不明となった人を、公共機関やタクシー会社、コンビニエンスストア、医療機関、町内会、ボランティアなどのネットワーク協力機関が連絡網を通して情報を伝達し、できる限り早期に発見・保護するシステムです。また、ネットワークを通して認知症への理解を深め、認知症になっても安らぎのある生活ができる地域づくりを目指して取り組んでいます。



### 第一連絡先

行方不明が発生した際には下記のいずれかにご連絡ください

\* E警察署(生活安全課)

TEL: ○○-△▲×●

\* E市社会福祉協議会事務局

受付時間 8:30~17:30

(但し、12月29日~1月3日は除きます。)

TEL: ×○-△▲×●

### 行方不明情報伝達機関

状況に応じて下記の機関に連絡が入り情報が掲示されます。見かけられた時はご協力をお願いします。

- \* E市役所・各支所・消防本部
- \* E市社会福祉協議会(各事務所)
- \* 公民館
- \* 医院(a地区医師会)
- \* 歯科医院(a歯科医師会E支部)
- \* 薬局(○県薬剤師会E支部)
- \* コンビニエンスストア
- \* タクシー会社 \* 金融機関
- \* 高齢者施設 \* 障害者施設

状況に応じて下記の機関に連絡が入り協力を得ます

- \* E市民生委員児童委員協議会  
(行方不明者の地区)
- \* 町内会長(行方不明者の町内会)
- \* 認知症の人と家族の会

## E市はいかいSOSネットワーク通報システム

連絡先 / E警察署 TEL: ×○-△▲×● (はいかいSOSと言ってください)

問い合わせ / E市全域

・ E市社会福祉協議会

TEL: ×○-△○×●

a地域

・ E市社会福祉協議会 a事務所

TEL: ×○-△▲×□

b地域

・ E市社会福祉協議会 b事務所

TEL: ○○-△▲□□

c地域

・ E市社会福祉協議会 c事務所

TEL: ▲○-□◆×●

d地域

・ E市社会福祉協議会 d事務所

TEL: ●▲-△▲×■

## 徘徊しているところを見かけた皆様へのお願い

- 見かけたときは第一に警察署に通報してください。  
(はいかいSOS Tel: 〇〇-▲▲●x)
- 迷っている人を見かけたら「どちらまでお出かけですか」と優しく声をかけてみてください。
- また、様子を見て「お茶でもいかがですか」と誘って、お茶か水をしっかり飲ませてください。  
(飲まず食わずの状態でも十キロも歩いていることもあります。)
- そして、しばらくは側についていてください。  
(一見しっかりして見えますが、また迷ってしまう心配があります。)
- 声かけは問いつめたり、説明するより、ゆったりとした雰囲気でお疲れさま「大丈夫ですよ」など本人が安心するような穏やかな言葉にしてください。

## 認知症状のある人を介護しているご家族の皆様へ

1. 認知症は病気ですので、“恥”と思わず、隠さず、近所の人に知ってもらい地域で見守り、支え合いたいものです。
2. 一度でも帰ってこられないことが起こったら、是非、次のような方法で、本人と分かるものを身につけてください。発見時に大変役に立ちます。
  - 住所・氏名・電話番号をカードケース、手帳などに記し、身につけておいてください。
  - 衣服に名札をつけてください。(胸につけると自尊心を傷つけ、本人が外してしまうことがあるので、襟の裏など、本人には見えないところもよいです。)
  - シルバーカーや杖を持っている人は住所・氏名・電話番号を記しておいておくのも一方法です。
3. 認知症の人が所在不明になったときは、できるだけ早く警察署に連絡してください。「はいかいSOS ネットワーク」を通して、早期発見・保護できるように関係機関が協力し捜索いたします。

また徘徊のご心配のある人は**事前登録制度**がありますのでご活用ください。

### 認知症介護相談

認知症の人と家族の会代表 / シルバー太郎 (相談連絡先 Tel: ▲▲-▲▲●■ )  
認知症の人と家族の会代表 / シルバー花子 (相談連絡先 Tel: ■◆-××●× )  
連 絡 先 / E市社会福祉協議会 Tel: 〇〇-▲▲〇〇

# E市はいがいSOSネットワーク

## 事前登録制度

E市はいがいSOSネットワークでは希望により事前登録ができます。徘徊のご心配のある人は、別紙の事前登録票にご記入の上、E警察署、E市役所（健康推進課）、E市社会福祉協議会いずれかにお届けください。その際、お写真があればご一緒にお届けください。

### はいがいSOSネットワークとは

外出したまま戻れなくなり行方不明となった人を、公共機関やタクシー会社、コンビニエンスストア、医療機関、町内会、ボランティアなどのネットワーク協力機関が連絡網を通して情報を伝達し、できる限り早期に発見・保護するシステムです。また、ネットワークを通して認知症への理解を深め、認知症になっても安らぎのある生活ができる地域づくりを目指して取り組んでいます。

### 事前登録をしていただくこと

事前登録をしていただくことで行方不明が発生した際に情報をいち早く関係機関に伝達することができ、早期に発見・保護することが可能となります。また、身元確認をスムーズに行うことができるとともに、介護全般の総合的な相談が受けやすくなります。事前登録は無料です。

プライバシーには十分に配慮します。

### SOSネットワーク・事前登録についてのお問合せ先

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| ・ E警察署（生活安全課）   | (Tel) ●●〇〇-●●-〇〇〇〇 |
| ・ E市役所（健康推進課）   | (Tel) △△▲▲-▽▽-▲▲▲▲ |
| ・ E市社会福祉協議会事務局  | (Tel) ■■□□-■■-□□□□ |
| ・ E市社会福祉協議会a事務所 | (Tel) ××××-××-×××× |
| ・ E市社会福祉協議会b事務所 | (Tel) ▲▲▲▲-〇〇-●●●● |
| ・ E市社会福祉協議会c事務所 | (Tel) □□〇〇-▲▲-■■■■ |
| ・ E市社会福祉協議会d事務所 | (Tel) 〇〇〇〇-●●-▲▲▲▲ |

### 郵送される場合は

E市〇〇1丁目〇-△

E市社会福祉協議会事務局 行

# 徘徊高齢者家族支援サービス事業 ご利用のご案内

## 1. 徘徊高齢者家族支援サービス事業とは

徘徊のご心配がある人に、位置検索の端末機を貸し出し、行方不明となった際に位置検索システムにより、その居場所を検索し、早期発見保護を行うとともに、介護者が、安心して介護できるようにすることを目的としたサービスです。E市からの委託により実施しています。

## 2. 対象者

在宅の65歳以上の高齢者（40歳以上の認知症の人を含む）で徘徊の見られる人。

## 3. サービスの内容

### ① 位置検索用端末機の貸し出し

- \* ココセコムを貸し出します。
- \* 貸し出し料金・・・月額基本料金実費（税込み料金）  
（生活保護世帯は市が負担）

機器の種類	利用料金（1ヶ月）
ココセコム	525円

※貸し出しの機器を紛失又は損壊された場合は実費負担をしていただきます。  
※充電用付属品、位置情報検索料金等は市社協が負担します。  
（但し、ココセコムの現場急行料金は実費負担をしていただきます。）

### ② 位置検索

位置検索システムを携帯している利用者が、徘徊により行方不明となったときに、家族等からの要請により、利用者の居場所を検索して、位置に関する情報を提供します。また、はいかいSOSネットワークでの検索を行なっている場合には、情報を活用し検索をします。

* 社協による位置検索の受付時間 8：30～17：30 （但し、12月29日～1月3日は除きます。）
---

（端末機の位置検索は、ご自宅のパソコン、FAX、電話からでもできます）

H20.9

## 利用の申請及び決定

- ① ご利用ご希望の方はE市健康推進課に申し込みをしてください。
- ② 利用の決定の有無はE市が行います。

## 5. はいかい SOS ネットワークとは

外出したまま戻れなくなり行方不明となった人を、公共機関やタクシー会社、コンビニエンスストア、医療機関、町内会、ボランティアなどのネットワーク協力機関が連絡網を通して情報を伝達し、できる限り早期に発見・保護するシステムです。また、ネットワークを通して認知症への理解を深め、認知症になっても安らぎのある生活ができる地域づくりを目指して取り組んでいます。

※徘徊時の連絡先／E警察署 Tel：〇〇－△△〇×（はいかいSOSといってください）

※問い合わせ先／\*E市社会福祉協議会事務局 Tel：△〇－〇△〇×

## 6. 事前登録制度について

はいかいSOSネットワークでは行方不明が発生した際に情報をいち早く関係機関に伝達し、早期発見・保護を可能とするために、徘徊のご心配がある人に、事前登録制度を行なっています。事前登録は無料です。

登録をご希望の方はE市社会福祉協議会までご連絡ください。

### （問い合わせ先）

E市 1-13-1

E市総合健康福祉センター

E市社会福祉協議会

電話：〇〇△△－△〇－〇△〇×

FAX：〇〇△△－△〇－×〇△〇

# E市はいかい SOS ネットワーク事前登録票

申請日          年          月          日

登 録 者	ふりがな					男 ・ 女
	氏名					
	生年月日	明治・大正・昭和	年	月	日生	(      歳)
	住所				町内会名	
	電話番号					
	認知症の状況	住所・氏名を	言える・言えない			
	過去の徘徊歴 よく行く場所	( 有 ・ 無 )				
	特 徴	身長	cm	体重	kg	頭髪
		その他の特徴				
	かかりつけ 医療機関	医療機関名			主治医氏名	
介護保険	居宅介護 支援事業所			担当 ケアマネジャー		
申 請 者	ふりがな				続柄	
	氏名					
	住所	〒				
	電話番号					
第二連絡先				電話番号		
そ の 他						

* 登録先	警察署 ・ 社会福祉協議会
	(管理を希望されない機関に×印を付けてください)
受付機関	

受付日          年          月          日

- \* 事前登録票はE警察署とE市社会福祉協議会で管理します。いずれかの機関での管理を希望されない場合は、登録先の欄に管理を希望されない機関に×印を付けてください。
- \* 可能であれば最近撮られた写真を登録先の機関分の枚数(2機関の管理ならば2枚)添付してください(背景が明るめのもの)。
- \* 裏面の承諾書にもご記入ください。

## 承 諾 書

[ ] は、E市はいかいSOSネットワーク事前登録表を、E警察署、E市社会福祉協議会に保管し、登録者がはいかい等により、E市はいかいSOSネットワーク（以下「ネットワーク」という。）において、この事前登録表の記載内容（以下「記載内容」という。）の使用が必要になったときには、いつでもネットワークでこの記載内容を使用する事を承諾します。また、必要に応じて、事務局と関係機関（行政、民生委員、病院等）が連絡調整を行うことを了承します。

平成 年 月 日

申請者

印

(記入例)

E市はいかい SOS ネットワーク事前登録票

申請日 年 月 日

登 録 者 申 請 者 そ の 他	ふりがな	いいた はなこ		男			
	氏名	E田 花子		女			
	生年月日	明治・大正・昭和13年9月26日生	(78歳)				
	住所	E市〇〇〇丁目〇—〇〇	町内会名	〇〇〇			
	電話番号	〇〇△△—〇〇—〇〇〇〇					
	認知症の状況	住所・氏名を	言える・言えない(住所は昔の住所(〇〇町)を答える)				
	過去の徘徊歴 よく行く場所	(有)・無)〇市内に向けて歩いていく。P駅付近で発見されたことがある。					
	特徴	身長	155 cm	体重	55 kg	頭髪	白髪まじりの短髪
		その他	黒ぶちのメガネをかけている				
	かかりつけ 医療機関	医療機関名	〇〇医院	主治医氏名	〇〇〇〇		
介護保険	居宅介護 支援事業所	〇〇事業所	担当 ケアマネジャー	〇〇〇〇			
ふりがな	いいた たろう		続柄				
氏名	E田 太郎		息子				
住所	E市〇〇〇丁目〇—〇〇						
電話番号	〇〇△△—〇〇—〇〇〇〇						
第二連絡先	〇〇〇〇〇〇携帯	電話番号	090-000-0000				
その他							

*登録先	警察署・社会福祉協議会
受付機関	(管理を希望されない機関に×印をつけてください)

この欄は記入しないでください⇒

受付日 年 月 日

- \* 事前登録票はE警察署とE市社会福祉協議会・市民の会事務局で管理します。  
いずれかの管理を希望されない場合は、登録先の欄に管理を希望されない機関に×印を付けてください。
- \* 可能であれば最近撮られた写真を2枚添付してください。(背景が明るめのもの)
- \* 裏面の承諾書にもご記入ください。

## 承 諾 書

登録者の方のお名前を記入してください

[ E 田 花 子 ] は、E 市はいかいSOSネットワーク事前登録表を、E 警察署、E 市社会福祉協議会に保管し、登録者はいかい等により、E 市はいかいSOSネットワーク（以下「ネットワーク」という。）において、この事前登録表の記載内容（以下「記載内容」という。）の使用が必要になったときには、いつでもネットワークでこの記載内容を使用する事を承諾します。また、必要に応じて、事務局と関係機関（行政、民生委員、病院等）が連絡調整を行うことを了承します。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請日を記入してください

申請者 E 田 太郎 印

申請者の方のお名前の記入と印鑑をお願いします。

張り出し 可 ・ 不可 (張り出し可能の場合 No.1 のみ張り出し)	No.1
防災無線の利用	E ・ a ・ b ・ c ・ d 希望しない

### E 市はいかい老人SOSネットワーク連絡票

	ふりがな	
	氏 名	
	性 別	男 ・ 女
	年 齢	歳
	身 長	cm
	体 重	kg
	頭 髪	
	住 所 <small>(地区又は丁目まで記入)</small>	

**行方不明時の状況**

日 時	月 日 時 分ごろ
場 所	
状 況	

**行方不明時の様子**

特 徴			
歩 行 状 況			
服 装	上		下
履 物		所持品	
そ の 他 <small>(眼鏡・帽子・杖等)</small>			
住所・氏名を	言える	・ 言えない	( )

**過去のはいかい歴・発見場所・普段よく口にする行き先、場所**

--

※発見したときは E 警察署 (☎ 〇〇-△△〇× ) へ連絡してください

連絡票の有効期間：	月 日 ~ 月 日
-----------	-----------

## 事例 6

## 事例6 関東地区 F市（参考：ハイリスク者登録制度未実施）

### 1. 事業の概要

#### 1) 事業を行うきっかけ

2003年2月タクシー会社と捜査協力に関する協定を結んだことがネットワークとしてスタートした。その後2005年6月に新聞販売店とも協定を結んだ。

なお、2003年以前から家族からの依頼を受けて防災無線を使用する、家族に対して警察への通報依頼などを行っていた。

#### 2) 関係機関、協力機関の構成について

市が中心となり徘徊等により行方不明になった高齢者等の早期発見を図るため、警察、タクシー会社、新聞販売店と、「徘徊等により行方不明になった高齢者等の捜索協力に関する協定」を締結し、無償による捜査協力を仰いでいる。

この協定によりタクシー会社、新聞販売店が発見した際は警察、またはF市に連絡をすることになっている。なお、市の役割は情報提供である。

##### ①警察との関係

F市では警察との直接のネットワークはない。インフォーマルな形でしか警察がネットワークに関係していないのは立ち上げ当初なにか問題があったのかもしれないがはっきりした理由は不明である。警察としては行政にイニシアチブを取って欲しいという想いはあるようで、常に市役所と連絡がとれるシステムをつくって欲しいという要望もあった。

ネットワークの存在については派出所の警官も把握しており、行方不明時に家族が交番に相談するとパトロールをしている。ただし、市内全域でそのような体制がとれているわけではなく、身元不明者を保護した場合は一晩くらいなら預かれるといわれおり、警察以外の保護施設を用意して欲しいとの要望は特にない。

##### ②地域への広報について

地域包括支援センターや介護事業者の口頭での説明が主。

パンフレットは作成していない。協定を結んだ際には広報紙に掲載した。

### 2. ネットワークの運営

家族、介護保険事業者からネットワーク協力依頼が来た時点でネットワークを発動する。

## 1) 防災無線の活用

F市全域の防災無線を活用する。認知症のある高齢者に関しては家族から防災放送無線の依頼があればF市役所の高齢者福祉課から防災安全課へ放送依頼をする。

### ○防災無線の使用について

- ・2001年（ネットワーク発足前）から使用していた。現状、通常の行方不明者の捜索には使用せず、認知症高齢者の捜索に限り使用している。運用上、要綱などでの確認は行わず、担当者部署での課長レベルでの話し合いで運用している。
- ・導入に際し、高齢者福祉課から防災安全課への呼びかけがきっかけとなった。また、以前から防災目的以外にも試験放送や終戦記念日の黙祷など数例の使用例があった為、その角度から話を進めていった。
- ・住民からの苦情は現在もあるが人命尊重、優先を大義にしてクリアしている。うるさいという苦情に関しては防災安全課が放送エリアを絞るなど工夫して対応している。その為、苦情があった家や授業中の学校付近などは使用できないなど制限がある。夜間は20時まで。逆に意識の高い住民から「聞き取りにくい」という苦情もあった。なお、苦情に地域性は感じられない。
- ・家族の中にも、防災無線の使用に抵抗がある方もいる。特に、放送で個人を特定できない内容にして欲しいというような方もいる。しかし、個人を特定出来ない情報を放送しても聞いた人が探すことはできないため、同意を得て個人が特定できる情報を放送するようにしている（苗字と町・字名程度の住所）。また、夕方になってからの連絡が多い為、放送は17時くらいの時間帯が多く、この時間帯だと服装などの特徴だけでは暗い中での声かけに支障がでるため、匿名のまま放送するのは難しい。

## 2) FAXによる連絡

地域包括支援センター（市内15ヶ所）タクシー会社（7社）新聞販売店。

民間の一斉送信サービスは利用していない。送信完了までに約1時間程度かかる。

また、解決時には解除の依頼を送信している。

広域に及ぶ場合は近隣の行政等ともやりとりを行っている。書類フォーマットは通常のSOSネットワークと同様の物で行い、事前に家族の了解を得て行っている。最終的には個人情報の情報公開申請書に捺印してもらい市に提出してもらっている。

FAXに関しては送信サービスの導入などは考えてないが別の媒体、例えばEメールでの配信を現在検討している。市ではすでに不審者情報のEメール配信を行っている。それに災害情報と高齢者徘徊情報をあいのりしようと考えていたがサーバーの処理能力が脆弱で既存の配信でも2時間を要している。その為、情報システム課が中心となり民間の配信サービスを利用する事を検討している。Eメール配信は市民向けという

より事業者への効果を期待している。

### 3) 警察への連絡依頼

外部への FAX 連絡と同時に家族へ警察への迷い人手配届け、あるいは捜索願いを出すようお願いする。

(すでに介護従事者の指示で警察へ連絡済、その後 1~2 時間後に市に連絡が来るケースが多い)

#### ※単身者について

単身者の場合は親族に了解を得るが、単身者の場合、ほとんどの方が介護サービスの手が差し伸べられている為、あらかじめ親族の連絡先わかっている事が多い。単身者だから困る、不利益を被るという事はあまり無いと考えている。

### 3. 事前登録の方法

現在、事前登録制は採用していない。また、予定もない。

### 4. 捜索協力者の登録

Eメール配信導入による拡大を期待している。

### 5. 徘徊ネットワークに関するデータ

- ・高齢者福祉課で保管している。事業者側にあるデータについては、特に市からは指示していない。
- ・20年度の件数は26件で全員保護している。  
平均所要時間は17時間。最長では68時間。

### 6. 今後の課題

介護保険サービスを利用していない方に関しては後手に回っているように感じている。例えば認知症でも適切な医療機関にかかっていない方が行方不明になると、近所の方が捜索し、それでも見つからない場合にやっと市役所に連絡が来る。時間の経過が大きい。市役所だけでなく、警察に連絡する事も躊躇しているようだ。

防災無線の使用できる時間も限られているので市としては早めに連絡をもらいたいと考えている。協力機関、協定先に郵便局、公共交通機関が入っていない為協力を仰いでいきたい。GPS 端末の費用負担も行っているがなかなか普及していない。

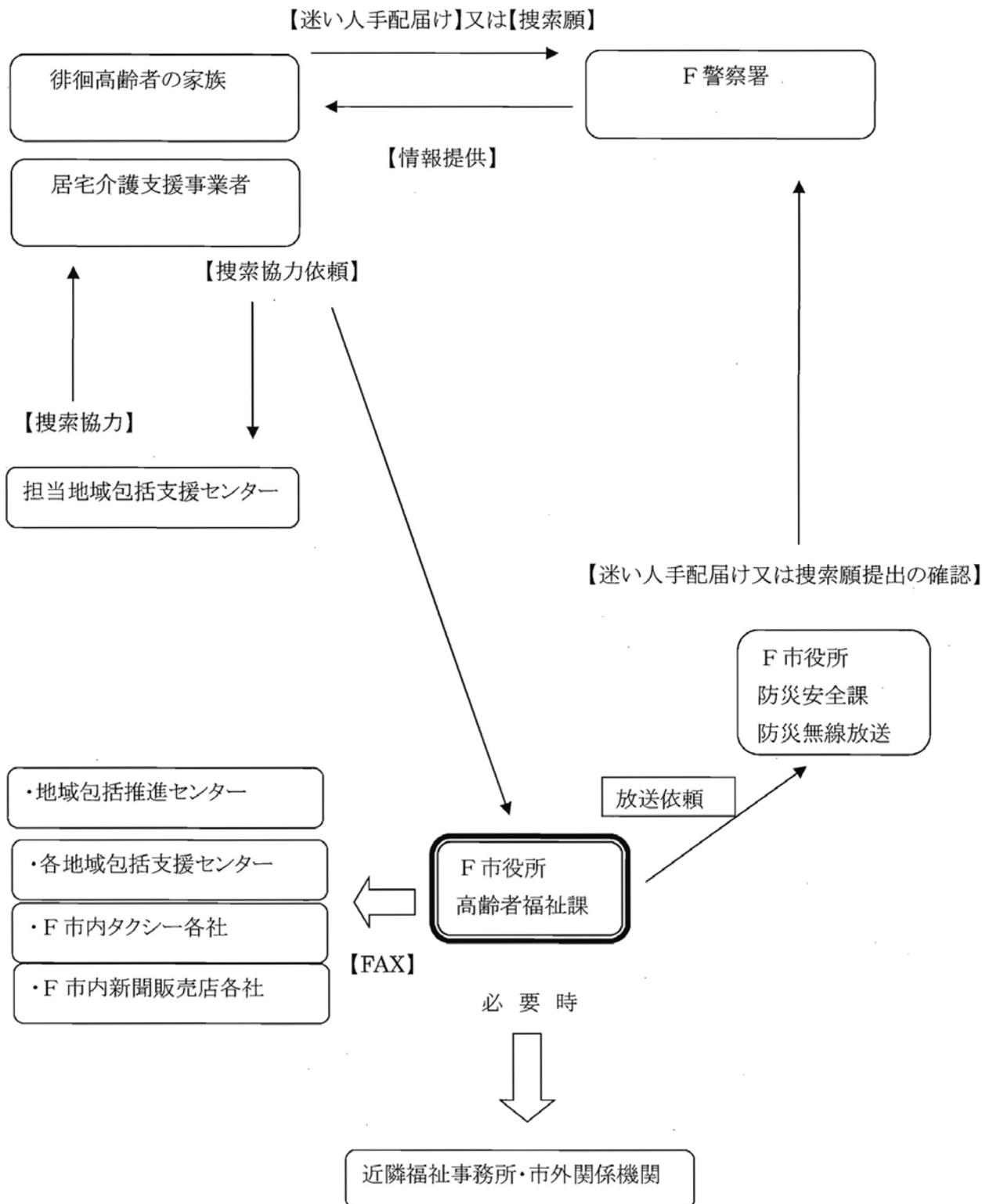
○特徴的な取り組み

市民による連絡で発見、保護されたケースが多い。  
市へは警察、消防から保護されて家族に連絡が行ったと報告があるが、警察へは市民からの通報が多い。親切な方だと交番まで連れていったケースもある。ただし、交番では防災無線を聞いたから捜索したのか、たまたま声をかけたただけなのか、そのあたりのヒアリングが出来ていない為、防災無線の効果かどうかは、はっきりしていない。

2003 年のタクシー会社との協定凍結以降事業者の協力もあり、件数が安定して増えている。

F市捜索情報ネットワーク図

<行方不明発生>



## 行方不明高齢者をF市へ捜索依頼する時の聞き取り項目

## 確認する内容

受付日時	年 月 日( )午前・午後 時 分		
発生日時	年 月 日( )午前・午後 時 分頃		
発生場所	自宅より不明 ・ 他		
行方不明の人	住所		
	ふりがな		
	氏名	性別	男 ・ 女
	生年月日	M・T・S 年 月 日生	年齢 歳
連絡してきた人	住所		
	氏名	電話	- -
	本人との続柄	夫・妻・子供・孫・( )	
ご家族 (連絡してきた人と 同じ場合は省略)	住所		
	氏名	電話	- -
	本人との続柄	夫・妻・子供・孫・( )	
家族から警察への連絡状況	<input type="checkbox"/> 連絡済み( 年 月 日 午前・午後 時 分 110番通報・交番・町田警察署) <input type="checkbox"/> 連絡していない(→この場合は迷い人手配届け又は捜索願を出すように指導)		
防災無線の放送依頼について	<input type="checkbox"/> 家族の希望あり→ <input type="checkbox"/> 氏名町名の放送希望あり <input type="checkbox"/> 苗字と町名にて希望あり <input type="checkbox"/> 希望無し ↳ (市は希望することを後で文書提出を求めます) <input type="checkbox"/> 未確認(→必ず希望確認を得てから市に依頼)		
タクシー会社及び新聞販売店への捜索協力依頼(FAX送信)	<input type="checkbox"/> 家族の希望あり→ <input type="checkbox"/> 氏名町名の送信希望あり <input type="checkbox"/> 苗字と町名にて希望あり <input type="checkbox"/> 希望無し ↳ (市は希望することを後で文書提出を求めます) <input type="checkbox"/> 未確認(→必ず希望確認を得てから市に依頼)		
地域包括支援センター及び地域包括推進センターへの捜索協力依頼(FAX送信)	<input type="checkbox"/> 家族の希望あり→ <input type="checkbox"/> 氏名町名の送信希望あり <input type="checkbox"/> 苗字と町名にて希望あり <input type="checkbox"/> 希望無し ↳ (市は希望することを後で文書提出を求めます) <input type="checkbox"/> 未確認(→必ず希望確認を得てから市に依頼)		
GPS端末や携帯電話の所持	無 ・ 有 種別		
要介護認定の有無	無 ・ 有 (要支援 1 ・ 2 要介護 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 )		
行方不明者の状況	<input type="checkbox"/> 同様のことが以前にもあった <input type="checkbox"/> 遠距離まで歩ける <input type="checkbox"/> 地理に詳しい <input type="checkbox"/> 交通機関を利用できる <input type="checkbox"/> 所持金あり <input type="checkbox"/> 定期的に薬の服用が必要 <input type="checkbox"/> 口癖( ) <input type="checkbox"/> 日頃立寄る場所( ) <input type="checkbox"/> 身分を証する物の所持( )		
	尋ねられて答えられること(氏名、住所など)		
	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 他( )
	身長	cm	眼鏡 無 ・ 有 特徴
	体格	太り気味 ・ 普通 ・ やせ気味 ・ 他( )	
	頭髪	白髪 ・ 薄い ・ まとめ髪 ・ 他( )	
	服装	上半身	
		下半身	
	履物		
	持ち物(カバン・杖等)	無 ・ 有 特徴	
	認知症の有無	無 ・ 有	脳血管性・アルツハイマー型
	その他の疾患		

## F市搜索情報ネットワーク 防災無線使用依頼 兼 搜索協力依頼受付書

※この受付書は、家族等からの依頼により、防災無線の使用を防災安全課に依頼するときに使用します。  
 下記の事項を家族等から確認のうえ記入し、高齢者福祉課管理職に報告、決裁を受け、防災安全課等へ依頼してください。  
 ※タクシー会社・新聞販売店・支援センター等へFAX送信する際は、別紙「搜索協力依頼書」に転記の上、送信してください。

受付日時	年 月 日 ( ) 午前・午後	時 分			
発生日時	年 月 日 ( ) 午前・午後	時 分			
発生場所	自宅から不明 ・ 他( )				
行方不明の人	住所				
	氏名		性別 男 ・ 女		
	生年月日 M・T・S 年 月 日		年齢 歳		
連絡してきた人	住所				
	氏名		電話 - -		
	本人との続柄 夫・妻・子供・孫・他( )				
ご家族 (連絡してきた人と 同じ場合は省略)	住所				
	氏名		電話 - -		
	本人との続柄 夫・妻・子供・孫・他( )				
家族からの 警察への 搜索依頼	<input type="checkbox"/> 連絡済み( 年 月 日 午前・午後 時 分) <input type="checkbox"/> 連絡はしていない(→この場合は、搜索願を出すように指導)				
	防災無線の 使用依頼に ついて	<input type="checkbox"/> 家族の同意あり (□氏名町名の放送同意あり □苗字・町名のみ同意) <input type="checkbox"/> 希望無し (希望することを後で文書提出する確認をとる!) <input type="checkbox"/> 未確認 (→必ず同意を得てから防災安全課に依頼)			
タクシー会社・ 新聞販売店への 搜索協力依頼		<input type="checkbox"/> 家族の同意あり (□氏名町名の送信同意あり □苗字・町名のみ同意) <input type="checkbox"/> 希望無し (希望することを後で文書提出する確認をとる!) <input type="checkbox"/> 未確認 (→必ず同意を得てからFAX送信)			
		支援センター 推進センター への搜索協力依頼	<input type="checkbox"/> 家族の同意あり (□氏名町名の送信同意あり □苗字・町名のみ同意) <input type="checkbox"/> 希望無し (希望することを後で文書提出する確認をとる!) <input type="checkbox"/> 未確認 (→必ず同意を得てからFAX送信)		
	行方不明者の 状況		<input type="checkbox"/> 同様のことが以前にもあった <input type="checkbox"/> 遠距離まで歩ける <input type="checkbox"/> 地理に詳しい <input type="checkbox"/> 交通機関を利用できる <input type="checkbox"/> 所持金あり( 円程) <input type="checkbox"/> 定期的に薬の服用が必要 <input type="checkbox"/> 口癖( ) <input type="checkbox"/> 日頃立寄る場所( ) <input type="checkbox"/> 身分を証するものの所持( )		
尋ねられて答えられること(氏名、住所など)					
□氏名(現姓・旧姓) □住所 □電話番号 □他( )					
身長		cm	眼鏡	有・無 杖 有・無 認知症 有・無	
体格		太り気味・普通・やせ気味・他( )			
頭髪		白髪・薄い・まとめ髪・他( )			
服装		上半身			
		下半身			
		履物			
持ち物					
防災安全課への依頼	高齢者福祉課管理職名				
防災安全課受付者	氏名	防災無線依頼日時	/ AM : PM :		

## F市搜索情報ネットワーク 搜索協力における個人情報公開申請書

F市長 様

私は、行方不明者の搜索協力について、以下のとおり個人情報の公開を希望します。

なお、この個人情報を公開したことにより何らかの問題が発生した場合でも、市の責任を問うことは致しません。

- 1 防災無線の放送
- 2 タクシー会社への搜索協力
- 3 新聞販売店への搜索協力
- 4 地域包括支援センター・地域包括推進センターへの搜索協力
- 5 近隣自治体への搜索協力

	申 請 年 月 日	年   月   日
申 請 者	氏 名	
	公開対象者との関係	
	住 所	
	電話等連絡先	

公 開 対 象 者	フリガナ 氏 名	
	住 所	
	生年月日	
	公開を希望する 個 人 情 報	<input type="checkbox"/> 氏 名 <input type="checkbox"/> 町 名 (                    )
	その他	

以上

【F市徘徊高齢者等捜索情報ネットワーク】

**捜索協力依頼書**

発信日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分	順次
発信者	いぎいき健康部高齢者福祉課 F市健康福祉部高齢者福祉課(担当) ☎00△-△△△-00××	

次のとおり、行方不明となった高齢者等の捜索協力依頼がありましたので、捜索にご協力ください。

氏名・町名は家族等から  
希望がある場合のみ記入

発生日時	平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分			行方不明
町名		フリガナ 氏名		
発生場所				
年齢	歳	性別	男 ・ 女	
本人の状況	身長	cm	眼鏡	有 ・ 無
	体格	太り気味 ・ 普通 ・ やせ気味 ・ 他 ( )		
	頭髮	白髪 ・ 薄い ・ まとめ髪 ・ 他 ( )		
	服装	上半身		
下半身				
履き物等				
その他 (家族からのお願い等)				

**発見したら、下記までご連絡下さい。**

- F市役所 高齢者福祉課 〇〇△-△△△-〇〇××
- ※夜間取り次ぎ 〇〇△-△△×-〇△△〇
- F警察署 生活安全課 〇〇△-△△×-〇△△〇

【F市徘徊高齢者等捜索情報ネットワーク】

**捜索協力解除連絡書**

発信日時	年 月 日 ( ) 時 分	順次
発信者	いきいき健康部高齢者福祉課 F市健康福祉部高齢者福祉課 (担当) ☎ 00Δ-ΔΔΔ-00xx	

年 月 日 午前・午後 時 分に捜索協力を依頼しました下記の行方不明者については、**無事発見・保護**されましたのでご連絡いたします。

ご協力ありがとうございました。

なお、高齢者福祉課から送信しました**捜索協力依頼書は破棄**してください。

記

発生日時	平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分			行方不明
町 名		氏 名		
発生場所				
年 齢	歳	性 別	男 ・ 女	
身 長	cm	眼 鏡	有 ・ 無	
体 格	太り気味 ・ 普通 ・ やせ気味 ・ 他 ( )			
服 装				
発見日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分			

## 徘徊等高齢者の搜索協力依頼実績報告

2008年5月30日

F市高齢者福祉課

### 搜索協力依頼の推移

年度	相談 件数	FAX 送信件数	FAX送信件数 内訳		防災放 送使用	平均 年齢	年齢幅	備考
			男性	女性				
2002	3	3	2	1	3	78.3	73～85	2003年2月14 日協定締結以 後の件数
2003	22	18	8	10	13	69.6	56～89	
2004	31	24	12	12	17	72.9	20～87	
2005	22	17	10	7	12	76.3	62～90	
2006	21	18	6	12	13	72.7	46～87	
2007	27	24	10	14	9	78	63～87	

※1) 2007年度 発見された場所

① F 22件

② R地区 1件

③ S市、T地区、U地区、W地区 各1件

※2) 2007年度 発生から発見までに要した平均時間 8時間17分

## Ⅱ－２） ハイリスク者登録制度のモデル検証

### （１） 概要

認知症のひとの心理・行動障害のひとつに徘徊がある。徘徊は、認知症の人、本人に危険があるのみならず、捜索する家族や地域にとっても大きな負担となる。また、死亡につながるケースもあとを絶たないため徘徊ＳＯＳネットワークが設置されている。徘徊ＳＯＳネットワークの課題はいくつか挙げられるが、ひとつには徘徊ＳＯＳネットワーク自体の設置が遅れていること、もうひとつは設置されたものの形骸化される地域が多いことである。

#### ① 群馬県沼田市の取り組み

設置されたネットワークが群馬県沼田市では順調に運用が続いている。

沼田市での捜索方法は、行方不明者捜索願を沼田警察署に届けるとファックスを活用したネットワークを通じて官民の様々な団体へ捜索願届けが届く。たとえば、牛乳配達業者、新聞配達業者、ガス、水道関係事業所、美容業者、理容業者など外回りをする事業者と窓から歩行者が良く見えやすい事業者などが多く選定されている。それらの代表事業所へこの警察からの１報が届くと代表事業所から各支店や加入店へさらにファックスが送信される。また 20 年度から希望し、自主的に登録をした市民へ携帯電話のメール利用という形で情報が公開されている。

#### ② 見えてきた課題

しかしながら、これまでの活動の中で大きな問題となっていることがあった。それは、個人情報保護法との兼ね合いである。

個人情報保護法が適応されて以後このファックスネットワークが設立された。基本的に災害の際でも個人名を公表するかどうかは明確でない平成 17 年の設立のため設立当初から行方不明者の個人情報をどこまで開示するかと言うことが議論にあがっていた。結果として「個人名は非公開、不明となった住所も大まかな地域名とし、出来るだけ個人を特定しないように」と言う捜索方法になった。

しかしながら、名前も正確な住所もわからない中での認知症の人の捜索は非常に困難な作業でもある。家族が記憶する不正確な服装とおよその年齢と大まかな捜索の位置で、場合によっては自分の現在の名前も嫁ぐ前の名前しか記憶していないような認知症の人の徘徊者を捜索しなければならない。

徘徊ＳＯＳネットワークの活動が軌道に乗るに連れて徐々に市民の中から「誰だかわからない人を探せない」「せめて名前だけでも教えてほしい」と言った意見が 19 年度の

模擬徘徊訓練の反省会などでも取り上げられた。

### ③ 個人情報の壁

在宅早期認知症の人で比較的身体能力があり、心理行動障害が見られている場合に徘徊のリスクが高い。明日にも徘徊してしまいそうな認知症の人の家族に万が一のときのことを考えて警察に写真を持って相談にいったほうが良いと勧めたが、実際に家族が相談に行くと「現在事件性があるものではないので受け付けられない」と言うことであり、警察の立場を考えればもっともなことである。

そこで、今回「認知症徘徊ハイリスク者登録制度の立ち上げ」が出来るかどうかを検討することとした。

## (2) 方法・対象者

### ① 方法

ハイリスク者登録および認知症者個人情報開示に関する認知症の人の家族の意向調査を行う。調査の内容は、ハイリスク者登録制度の個人名公開への賛否およびハイリスク者の写真を含む事前登録制度による予防策に対してとした。今回の調査では、対象者数が限られていることから、ヒアリング調査として意見を聞き取ることとした。

### ② 対象者

認知症の治療を受けている人の家族(無作為抽出)。

## (3) 結果

家族の意見は、2つの質問項目に対して、全員の回答が賛成であった。各質問項目の自由記載を以下に示す。

1. 認知症徘徊ハイリスク(行方不明になりやすい)の方の個人名の公開に賛成ですが反対ですか。 → 全回答賛成

自由記載>

もし徘徊してしまった場合、警察や地域の人たちをお願いしなければなりません。探してもらうのに、名前も顔もわからなくては大変だと思います。
---

探しやすい。
--------

皆さんの力を借りて探してくれるのでよろしくお願いします。
------------------------------

公開したほうが早く探し出せ、リスクが減少すると思われるから。
--------------------------------

悪用されないように注意を。
万が一のときの安心感。

2. 認知症徘徊ハイリスクの方の写真を含む事前登録制度による予防策に対して

→ 全回答賛成

<自由記載>

多くの方が気にとめてくれると思います。より早くに居場所とかがわかるといいと思われる。
前にも徘徊したことがある、または心配な場合には事前しておくほうが良いと思います。
顔がわかったほうがわかりやすい。
早く探すことを優先したい。

(4) 考察

認知症の人の徘徊は、日没あるいは行方不明から発見までの日数が長期に経過するための死亡事故に至ることもあり、早期に徘徊に気づき、早期に捜索を行う必要がある。

捜索、発見のためには認知症の人の旧姓や、出身地、転居していれば転居前の住所や友人の居住地などがヒントになる。

一方個人情報保護法による個人の特定という法律とのバランスが難しい。

しかし、今回の調査において認知症の人の家族は、個人情報の保護よりも、早く探してもらうことを望んでいるとわかった。

また、行方不明になったことを知られたくないと言う背景には認知症になることが恥ずかしい、あるいは困ったと言うマイナスイメージがあると考えられる。そのためにも認知症サポーター養成講座の普及を始め、出来るだけ早く家族を含めて市民に認知症に対する正しい理解と知識を普及することが重要であると思われた。

今回は、認知症の人の家族会に対してヒアリング調査を行った。認知症の人の家族は終わりの見えない在宅介護の中で、あるいは施設等へ預けていることを心苦しく思う日々の中で認知症の本人をととても大切に思いながら困っていることがわかった。

今後これらの意見を参考にして、徘徊ハイリスク者登録の登録内容の検討や写真を含めた情報の取り扱いについて早急に対応する必要があることがわかった。



### Ⅲ 考察

### Ⅲ 考察

先進事例調査や委員会での討議を通じて、認知症高齢者の徘徊行方不明への一つの対応方法である、「ハイリスク者登録制度」のあり方について考察をまとめた。

#### (1) 事前登録制度の現状

徘徊SOSネットワークで、ハイリスク者登録制度を既に行っている地域の自治体等に対して実施したヒアリング調査より、事前登録制度の現状が明らかとなった。

事前登録の方法としては、ネットワークの中心機関（事務局）が窓口として機能している地域が多く、いずれの地域でも登録のため所定の書式が作成されていた。登録に際して、中心機関が窓口として機能することにより、登録制度の周知と活用の促進につながると思われる。

登録情報の取り扱いでは、中心機関（事務局）で登録の申請書類は保管している地域が多く、中心機関と関係機関で情報を共有する場合のデータ管理のシステムは徹底していた。関係機関間で確実な情報共有をするために、情報管理の安全面へ配慮が徹底される必要があり、安心して活用できる登録制度へと展開していくと考える。

事前登録制度のメリットとしては、ネットワーク始動（検索開始）までの時間短縮と、写真等による身体的特徴の詳細な情報により検索しやすく発見が早い、保護後の身元確認が早いということがある。また、事前登録をすること自体が、家族の安心につながっていた。

#### (2) 事前登録制度の効果

事前登録制度の効果としては、「行方不明者の写真と最新の情報が提供できる」「早急に検索が開始される」「保護された時の身元確認が早い」「家族の安心」であり、事前登録していることで、行方不明者が早期に発見され、早期の身元判明につながり、実施している地域では一定の成果をあげていた。

さらに多くの地域で事前登録制度を広めていくために、ケアマネジャーとの連携も必要になると考える。例えば、事前登録していることをケアプランに組み込むことで、ケアマネジャーが状況を把握することができ、行方不明になった人が、行方不明を繰り返さないための担当者会議が開催される等、ケアマネジャーの支援や事前登録制度をいかしたフォローができるのではないかと考える。また、事前登録して完了ではなく、事前登録後のサポート体制も整備しなければならない。登録制度を利用した家族に対して、「家族の抱える不安は何か」「実際にどのようなにかせられたか」等を行い、家族への支援のあり方や登録情報の更新に関しても明示することが望まれる。

全国的に、ハイリスク者登録制度の取り組みを普及推進していくためには、事前登録制度の効果を発表し、事前準備から運営していく上での対応策等をサポートしていく中心機関が必要と考える。地域の人の認知症に対する意識が変化してきて、隠さなくてもいいということで、

登録制度の普及が広がるのではないか。

### (3) 個人情報の管理

徘徊SOSネットワークは、認知症のある高齢者が行方不明になったとき、関係機関および協力機関等へ個人情報を公表して、捜索の協力依頼を行い、行方不明者を早期発見していくという体制である。多くの地域では、SOSネットワークの必要性を強く感じながら、効果的なネットワークの活用や運営が継続していかない要因の一つとして、「個人情報保護」の問題があると思われる。しかしながら、個人情報保護については、生命に関わる緊急性の場合には除外事項として扱われており、個人情報保護の法律および行政の条例には抵触しない。

先進的にSOSネットワークに取り組んでいる地域では、生命優先として行方不明の高齢者を探すことが目的であることから、個人情報に関して基本的な考え方が統一されており、個人情報の共有の仕方および個人データの管理方法を徹底している。

情報発信の方法を検討し、個人情報となる事前登録者の情報共有システムおよび効率的な情報発信のシステムの早急な開発が求められる。

人の生命、身体又は財産の保護（法第16条第3項第2号関連）

法第16条第3項第2号

前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

2人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人情報の利用が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（他の方法により、当該権利利益の保護が十分可能である場合を除く。）は、その適用を受けない。

（引用：個人情報保護法）

### (4) 協力機関の拡大化・広域化

高齢者の活動範囲が市町村レベルでは対応できない状況にあり、隣接する市町村へ協力機関の拡大化と広域的なネットワークによる支援、24時間での対応、ネットワーク事業を継続性させるための啓発活動および事前登録制度の地域への広報活動のあり方等が明らかとなった。

### (5) 関係機関・協力機関の連携と役割の明確化

関係機関や協力機関との連携は、中心となる機関をどこにおくかということも一つの鍵となり、効果的な実践を展開していくために、地域の特性をいかした連携のあり方も求められる。

関係機関および協力機関は、多種多様であり、それぞれの立場の役割の明確化が必要と考える。例えば、警察ができること、行政がやること、地域の人たちが実践していくこと等に分類されるのではないか。考え方として、役割を「行方不明者を探す」「SOSネットワークの普及」「見守り」の3つに分けて、地域全体で取り組む体制の整備が必要と考える。

#### (6) 『徘徊SOSネットワーク』という表現の検討

徘徊SOSネットワークという表現については、議論される場所である。徘徊という言葉の意味は、「あてもなくうろうろと歩き回ること」(大辞泉)である。認知症の人の行動には意味があるということから考えると、徘徊という言葉は、認知症高齢者の行動を否定するとも言える。

本委員会においても、「徘徊＝SOSなのかということであらためて考えていかなければならないだろう」「徘徊したらすぐにSOS(救助を求める声、危険信号)なのか?徘徊SOSネットワークという言葉には、外に出たら危ない人というマイナスイメージがある」等の議論がなされた。

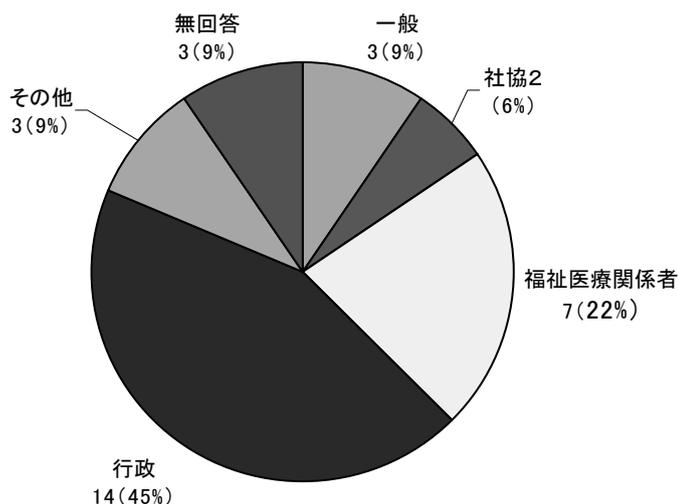
高齢者は目的をもって出かけているのだから、徘徊という言葉ではなく、「SOSネットワーク」「見守りネットワーク」「あんしん登録」等の表現が適切なのではないか。

今後、地域全体で認知症の理解を深め、だれもが安心して暮らせるネットワークを推奨し、構築していくためには、ネットワークの呼称の検討も必要と考える。

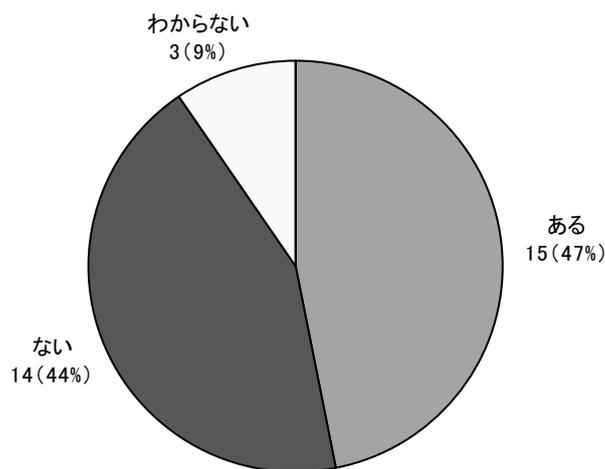
## 参考資料

α地区の地域包括支援センター職員を対象として、徘徊SOSネットワークに対する現状の認識およびハイリスク者登録制度導入の有無を調査することを目的として実施した。結果は、以下に示す。

\* アンケート回答者の立場 (n=32)

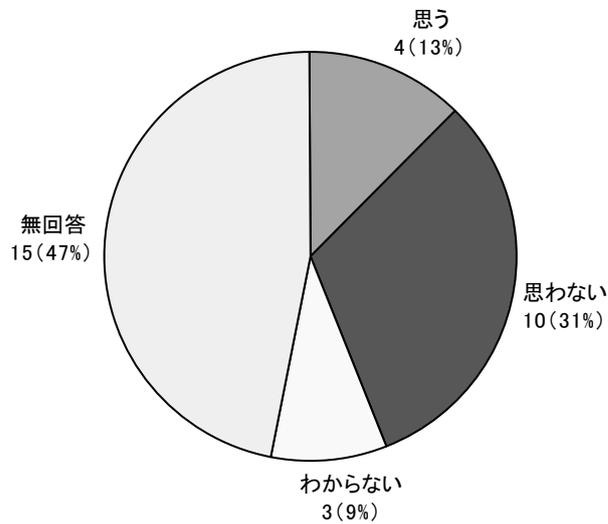


1. あなたの地域には高齢者徘徊 SOS ネットワークがありますか？ (n=32)

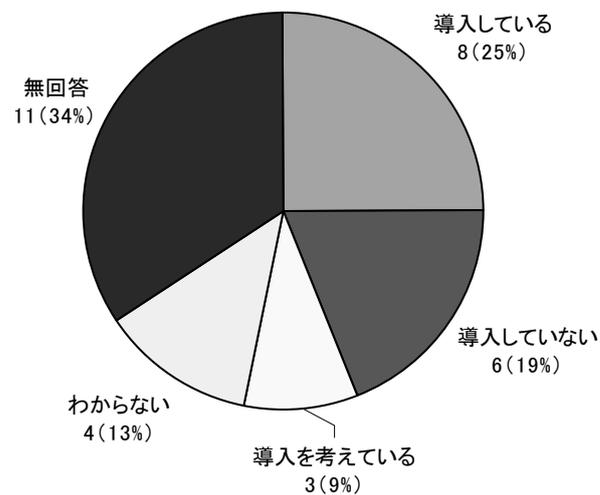


2. 1で『ある』と答えた方は、以下にお答えください

1) 実際に徘徊 SOS ネットワークは機能していると思いますか (n=32)



2) 高齢者徘徊 SOS ネットワーク利用の事前登録制を導入していますか (n=32)



### 3. 高齢者徘徊 SOS ネットワークについてご意見や要望をお聞かせください

<自由記述>

現在、取り組みをしている途中です。本日の研修を参考にさせていただきたいと思いません。
必要性は各関係機関でいつもいわれているが、個人情報のことがあり実現に至っていない。
現状把握をしていないので、年に1回程度は把握をしたいと思う。
エリアを広げる必要性。
地域の方を盛り込んだネットワークをどのように作っていくか。認知症地域ケアの取り組みを進めていく上で見えてくるかと思っています。
現在は警察からの（安全保安課）通報、「保護しましたので」の電話から始まります。「徘徊」し迷子になり、歩き疲れ失禁し…様々な悲しい現在の場面をその前で止められたらと思います。近隣や地域の力を合わせて作り上げる必要性を感じます。
模擬訓練等のノウハウを手作りで「自分で、自分達で」作り上げたいと決心しました。
子供の見守り隊というネットワークがあるので、協力関係を作りたい。
行方不明の方が出るとFAXでその方の氏名・年齢・服装等が流れてくるが顔写真もなく探しようがなく、機能していると思えない。ただ、警察、駅、施設、民協等に連絡は行っているようだ。
理想的なネットワークは紙面上でできているが、横の連携が取れておらず、情報交換の場がない。
居住地では警察で「あんまちメール」というMLがあるので、それと併せて出来ればと思いました。
市民へのPRと偏見を除くことが必要。警察の協力が重要になってくるため、連携をもって活用できるようにしたい。地域によって、取り組みが様々であるため、警察が一括して統一してほしい。
「徘徊 SOS ネットワーク 模擬訓練」現状は厳しい状況ですが、目指し取り組んでいけるようにしたいと思います。
今後、市と連携して構築していく予定です。3月までには何とか模擬訓練にこぎつけたいです。
警察生活安全課を事務局として、現在あるネットワークを本市なりの方法で実際に動けるネットワークのヒントをたくさん得られました。
地域（地理）の違いによりネットワークの作り方が変わると思います。居住している地域は山や海があり、山に向かうと人に逢うことが殆どない場合もあり、人海戦術ができない地域での SOS ネットワークが進められている地域があれば教えていただきたい。
ご本人の個人情報の取り扱いについて連携時にどう考えたらよいのか？疑問もあり、な

かなか学区間のカラーの違いから連携も難しいこともあるので、ネットワークが汲みにくい現状あり。

何をもって徘徊とするのか。認知症と診断がないと該当しないのか等、対象者の課題やどこが情報を管理し運用していくのか、運用の基準は「だれに、どこまで」等、各地の取り組みのよいところや課題の把握と解消の検証が必要と思います。



平成20年度 厚生労働省老人保健事業推進費等補助金 報告書

『認知症高齢者の徘徊行方不明ゼロに向けた  
ハイリスク者登録制度に関する調査研究事業』報告書

平成21年3月

発行：NPOシルバー総合研究所  
〒105-0013 東京都港区浜松町1-12-5-3F  
TEL：03(5425)2383 FAX：03(5405)1184  
Eメール：info@silver-soken.com  
ホームページ：<http://www.silver-soken.com>